

令和6年度 第5回大垣市子育て支援会議

と き：令和6年11月27日（水）13:30～

ところ：大垣市役所 4階 情報会議室

次 第

1 議 題

(1) 大垣市こども未来計画（素案）について

① 大垣市こども未来計画（素案）

資料No. 1 - 1

② 令和6年度子育て支援会議 委員発言要旨

資料No. 1 - 2

(2) 大垣市子育て支援条例の改正（案）について

① 大垣市子育て支援条例の改正（案）について

資料No. 2 - 1

② 第3回子育て支援会議 委員発言要旨

資料No. 2 - 2

③ 条例案の構成

資料No. 2 - 3

④ 新旧対照表

資料No. 2 - 4

2 その他

大垣市こども未来計画

(令和7年度～11年度)

素案

令和7年3月

大垣市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景……………1
2. 計画の対象 ……………2
3. 計画の位置づけ……………3
4. 計画の期間 ……………5
5. 持続可能な開発目標（SDGs）の反映……………6

第2章 現状

1. 人口等の状況……………7

第3章 基本理念・目標と施策の展開

1. 基本理念 ……………17
2. 基本目標 ……………18
3. 施策の体系・展開……………19
 - 基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり……………20
 - 基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり……………28
 - 基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり……………36

第4章 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

1. 必要事業量（量の見込み）と確保方策の設定等……………39
2. 必要事業量と提供体制の確保……………41

第5章 計画の推進体制

1. （仮称）大垣市こども・子育て会議……………63
2. 計画の進行管理……………63

資 料

1. 子育て支援に関するアンケート等……………64
2. アンケート結果……………67



計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成16年に「大垣地域次世代育成支援行動計画」を策定し、平成22年に名称を「大垣市子育て支援計画」に改め、以降5年ごとに改定を行いながら、子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、我が国の子ども達を取り巻く環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化とともに、地域社会のつながりの希薄化が課題となっています。また、子どもの自殺などの生命の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

このような社会情勢を背景に、国においては、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととし、同年12月に策定された「こども大綱」において、子ども政策を総合的に推進するための基本的な方針等が定められました。

岐阜県においても、(仮称)岐阜県こども計画が策定され、全ての子ども・若者にとって幸せな生活の実現に向け、子ども政策の総合的な推進に取り組むこととされています。

これらの社会情勢や国・県の動向のほか、本市において実施したアンケートでの市民ニーズや、子ども達との意見交換会での意見を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、大垣市こども未来条例に基づき、『大垣市こども未来計画』を策定するものです。

2 計画の対象

本計画の対象は、子どもや若者、子育て当事者を中心に、地域、事業者等とします。

なお、本計画における「子ども」とは、こども基本法に基づき、「心身の発達の過程にある者」としています。これは、18歳や20歳といった年齢で区切るのではなく、円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者に対して、必要なサポートが途切れないようにするためです。

参考：各種法令による「子ども」等の区分

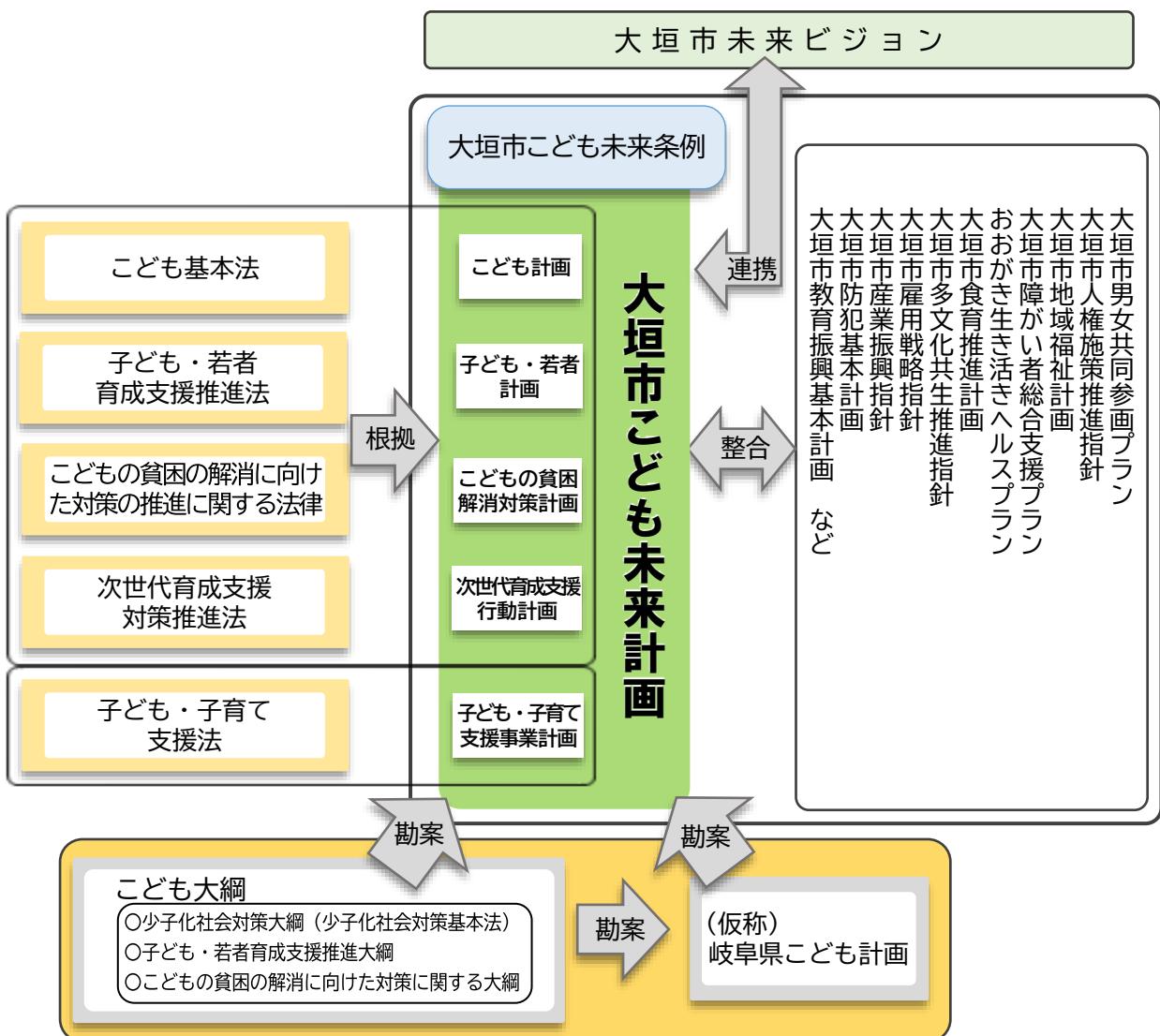
法令等名称	子ども等の区分	説明
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	子ども：乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)及び思春期(中学生からおおむね18歳まで)の者。 若者：思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。
児童福祉法	児童	18歳未満の者 ・乳児：1歳未満の者 ・幼児：1歳から小学校就学に達するまで ・少年：小学校就学から18歳に達するまで
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

3 計画の位置づけ

(1) 本計画と法令等及び各種計画との関係

本計画は、こどもまんなか社会の実現に向け、「大垣市未来ビジョン」を上位計画とし、保育・幼児教育や母子保健サービス、子育て支援拠点等の充実を図るとともに、市民が「子育て日本一のまち」を実感し、大垣で安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちづくりを推進するため、大垣市こども未来条例に基づき、取り組むべき内容を定めた計画です。

また、本計画は、国のこども大綱及び（仮称）岐阜県こども計画を勘案し、市の各種計画等との整合を図りながら、こども基本法に基づく「こども計画」等と一体的なものとして策定したものです。



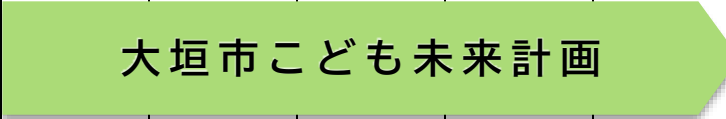
(2) 国の関係法律等の動向

年度	法律・制度等	主な内容
平成24年	子ども・子育て関連3法の成立	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育、生活、就労、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
26年	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの10年間の時限法として延長
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	少子化社会対策大綱の改定	○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策指針の改定
27年	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
令和元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○目的の充実により、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
4年	児童福祉法等の一部を改正する法律	○こども家庭センターの設置等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
5年	こども基本法	○日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とする法律
	こども大綱	○従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの

4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の急激な変化等により変更の必要が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

< 計画期間 >

平成22年度～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<p>大垣市子育て支援計画</p> <p>第一次 平成22年度～</p> <p>第二次 平成27年度～</p> <p>第三次 令和2年度～</p>					
					

5 持続可能な開発目標（SDGs）の反映

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2030年を達成年限とする国際社会全体で取り組む目標であり、2015年の国連サミットで採択されました。SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール（目標）が設定されています。

また、国が策定する「SDGs実施指針」では、地方自治体が各種計画等の策定や改定に当たる際は、SDGsを最大限に反映することを奨励していることを踏まえ、本計画の策定においてもSDGsの反映に努めます。



第2章

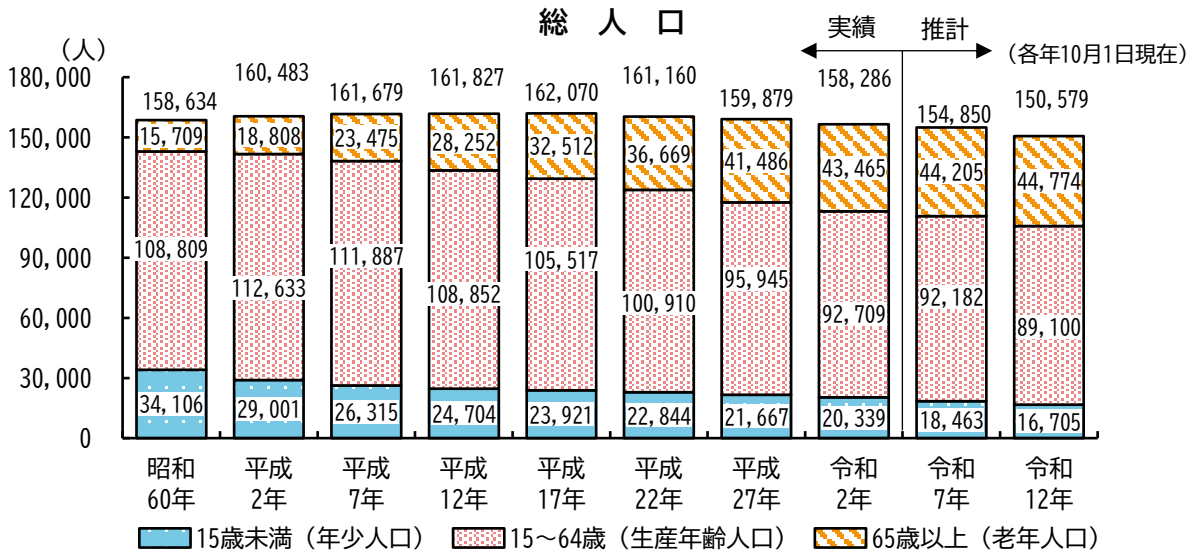
現状

1 人口等の状況

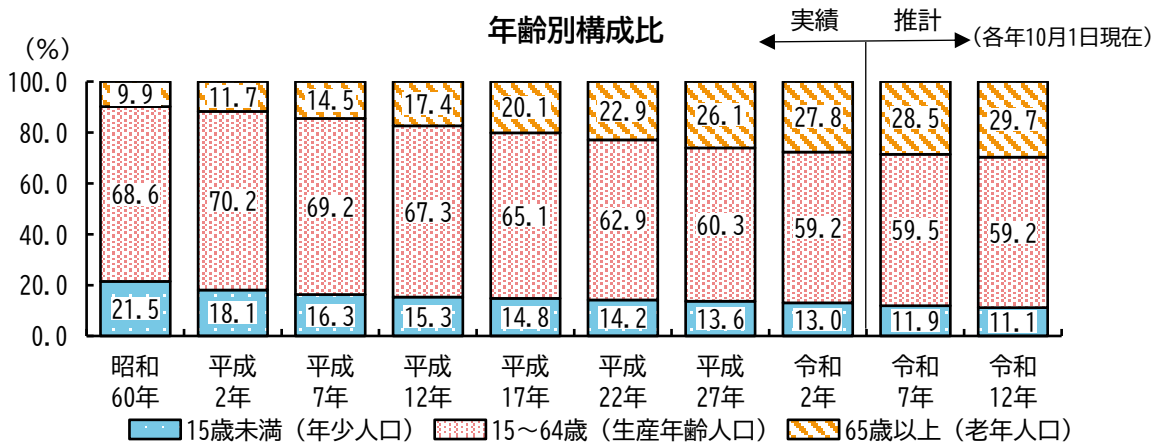
(1) 人口構造

① 人口の推移

国勢調査における本市の総人口は、平成17年の162,070人をピークに減少傾向にあります。令和12年の推計総人口は150,579人で、令和2年から約7,700人減少する見込みです。また、15歳未満（年少人口）の減少傾向が続いていることから、今後も、少子化が進展するものと思われます。



資料：実績（令和2年度まで）は、総務省「国勢調査」、推計（令和7年度以降）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 （注）総人口（合計）の実績（令和2年度まで）は年齢不詳を含むため、内訳数値と一致しない

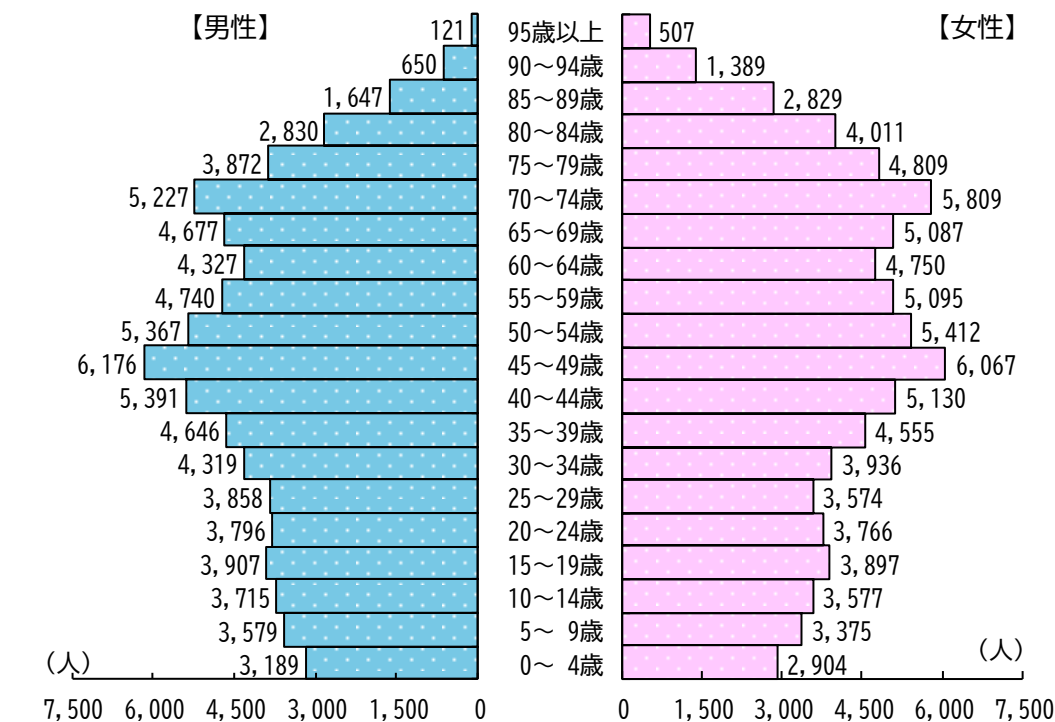


資料：実績（令和2年度まで）は、総務省「国勢調査」、推計（令和7年度以降）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 （注）年齢不詳を除く

② 人口ピラミッド

人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）では、男女とも「45～49歳（第2次ベビーブーム世代）」が最も多く、年齢が下がるにつれて減少傾向となっています。

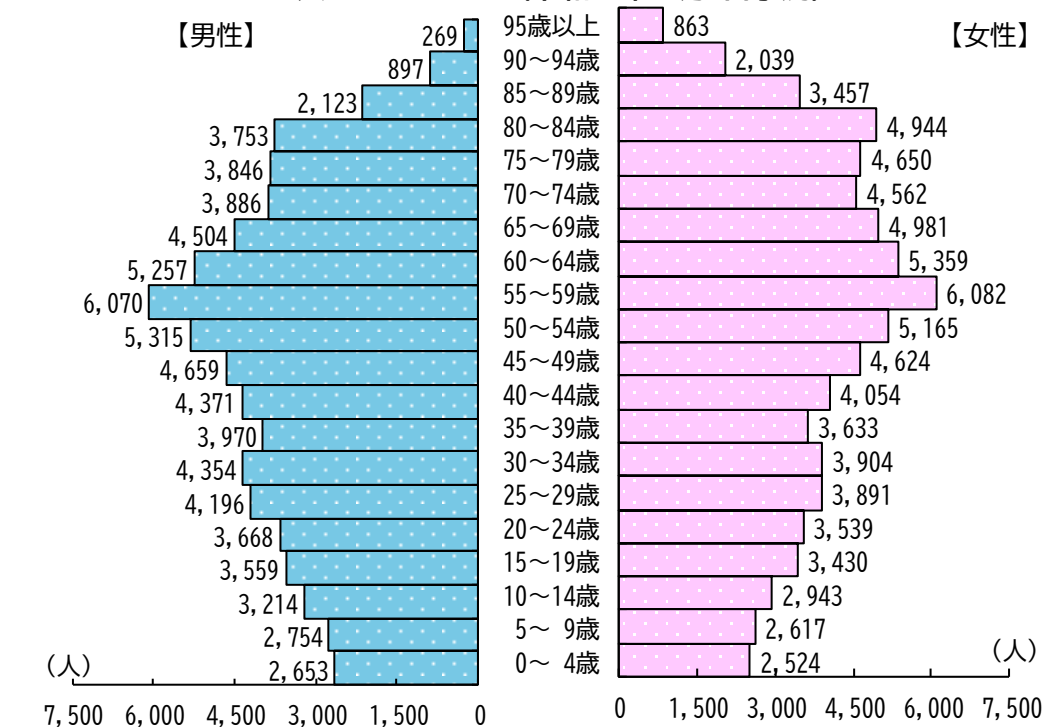
人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

(注) 年齢不詳を除く

人口ピラミッド（令和12年10月1日予測）



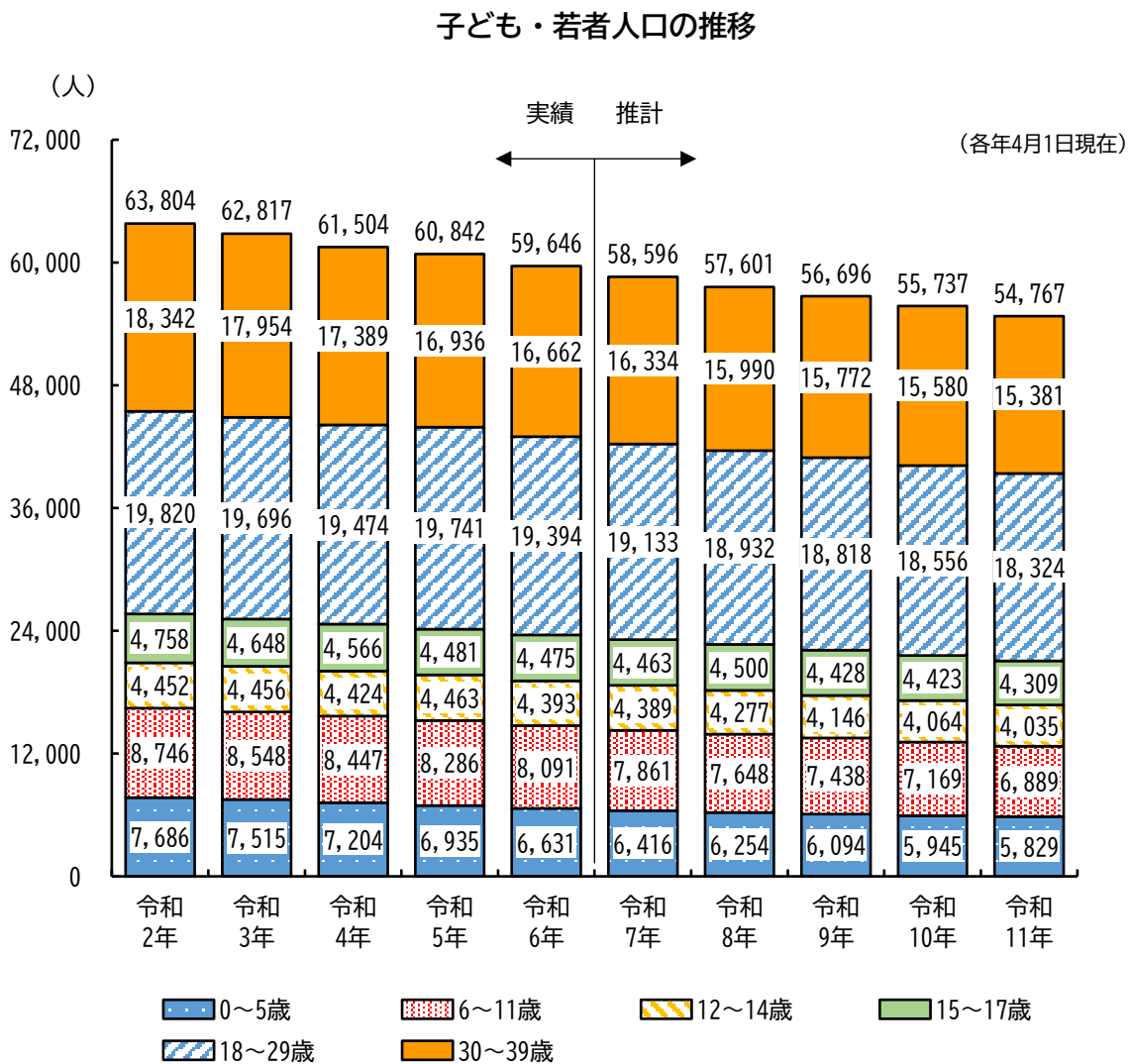
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

③ 子ども・若者人口の推移

本市の子ども・若者人口（0歳～39歳）は、少子化の進展に伴い減少し、令和6年4月1日現在59,646人で、令和2年の63,804人より4,158人の減となっており、今後も同様に減少が予測されます。

また、年齢階級別においても、全ての区分において減少傾向となっています。

なお、ここでは、子ども・子育て支援法に基づく必要事業量（量の見込み）設定のため、直近5か年（令和2年～令和6年）の住民基本台帳人口を基に、計画期間における子ども・若者人口を推計しています。



資料：実績（令和6年度まで）は大垣市住民基本台帳、推計（令和7年度以降）はコーホート変化率法による推計

（注）コーホート変化率法による推計

（n歳の人口）＝（前年のn－1歳の人口）×変化率（※1）

（0歳の人口）＝（前年の15～49歳の女性人口）×出生比（※2）

※1 変化率：n歳人口の、前年のn－1歳の人口に対する比率
→令和2年から令和6年までの変化率の平均を適用

※2 出生比：0歳人口の、前年の15～49歳の女性人口に対する比率
→令和2年から令和6年までの出生比の平均を適用

(2) 世帯の状況

① 子どものいる世帯と家族形態

本市における令和2年の総世帯数62,189世帯のうち、18歳未満親族のいる世帯は14,547世帯（総世帯数の23.4%）、6歳未満親族のいる世帯は5,632世帯（総世帯数の9.1%）であり、総世帯数が増加する一方で、子どものいる世帯は減少を続けています。

また、令和2年の18歳未満親族のいる世帯の80.2%、6歳未満親族のいる世帯の84.0%が核家族世帯であり、その割合は年々増加しています。

子どものいる世帯と家族形態の状況

（各年10月1日現在）

（単位：上段＝世帯／下段（ ）内＝％）

区分	総世帯数		うち18歳未満親族のいる世帯		うち6歳未満親族のいる世帯	
		核家族世帯		核家族世帯		核家族世帯
平成12年	53,621	30,590 (57.0)	17,358 (32.4)	10,725 (61.8)	7,466 (13.9)	4,986 (66.5)
平成17年	56,501	32,370 (57.3)	16,749 (29.6)	11,135 (65.3)	7,227 (12.8)	5,179 (71.7)
平成22年	58,472	33,133 (56.7)	16,113 (27.6)	11,239 (69.8)	6,549 (11.2)	4,959 (75.7)
平成27年	60,000	35,095 (58.5)	15,482 (25.8)	11,758 (75.9)	6,201 (10.3)	5,066 (81.7)
令和2年	62,189	36,075 (58.0)	14,547 (23.4)	11,661 (80.2)	5,632 (9.1)	4,730 (84.0)

資料：総務省「国勢調査」

② ひとり親世帯の状況

本市における令和2年の母子世帯は894世帯、父子世帯は93世帯となっています。

母子世帯、父子世帯の状況

（各年10月1日現在）

（単位：世帯）

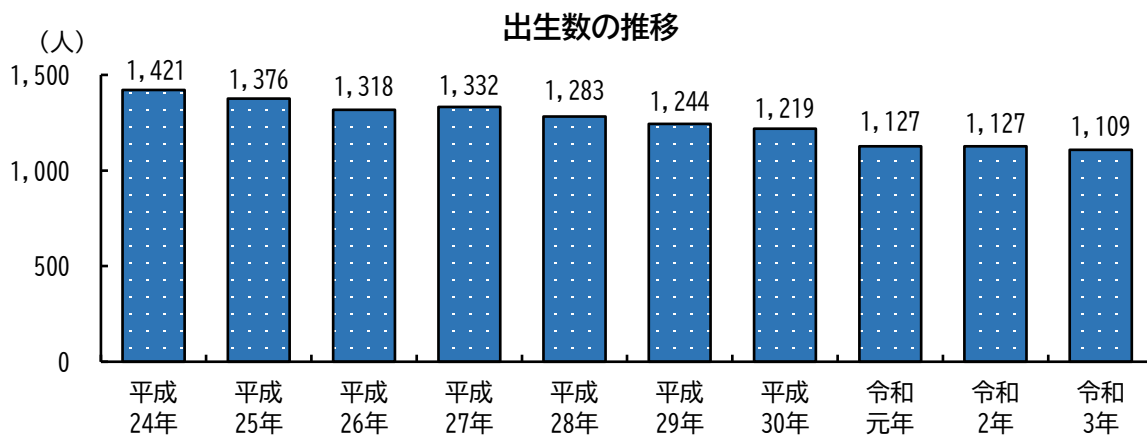
区分	母子世帯			父子世帯		
		うち18歳未満	うち6歳未満		うち18歳未満	うち6歳未満
平成12年	761	706	185	96	83	7
平成17年	955	892	209	95	79	7
平成22年	905	843	148	90	78	6
平成27年	987	895	166	84	74	10
令和2年	894	800	126	93	75	10

資料：総務省「国勢調査」

(3) 出生の動向

① 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成25年には1,400人を、平成28年には1,300人を、また、令和元年には1,200人をそれぞれ下回り、減少傾向が続いています。



出生率の推移 (人口千対)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
大垣市	8.8	8.6	8.2	8.3	8.0	7.8	7.7	7.1	7.1	7.0
岐阜県	8.1	7.9	7.5	7.6	7.3	7.0	6.9	6.4	6.1	6.0
全国	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.8	7.4	7.0	6.8	6.6

資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 出生数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数、人口は、当年10月1日現在推計人口
 出生率=出生数÷人口×1,000

② 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢階級別出生数をみると、25～39歳の年齢層での出産が集中しており、中でも、30～34歳の年齢層での出産が多くなっています。

母親の年齢階級別出生数の推移

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)
15～19歳	19	1.5	6	0.5	6	0.5	5	0.4	10	0.9
20～24歳	98	7.9	120	9.8	80	7.1	101	9.0	98	8.8
25～29歳	360	28.9	336	27.6	313	27.8	334	29.6	329	29.7
30～34歳	444	35.7	455	37.3	422	37.4	410	36.4	403	36.3
35～39歳	265	21.3	244	20.0	244	21.7	224	19.9	229	20.6
40～44歳	56	4.5	58	4.8	58	5.1	51	4.5	36	3.2
45～49歳	1	0.1	0	0.0	4	0.4	2	0.2	4	0.4
50歳以上	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	1,244	100	1,219	100	1,127	100	1,127	100	1,109	100

資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

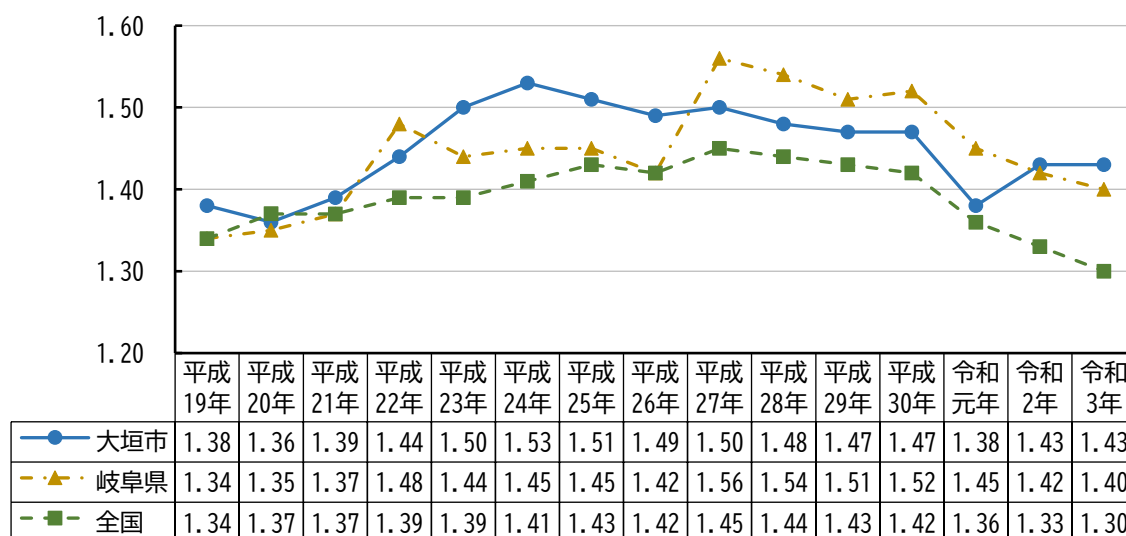
(注) 出生数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数
 小数点第2位を四捨五入しているため、構成比が100.0%にならない場合があります。

③ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一般的には、「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と解釈されます。国立社会保障・人口問題研究所によると、人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07程度必要であるとされています。

本市では、平成24年の1.53をピークに減少傾向が続いており、令和元年には大きく減少しましたが、令和2年以降やや回復し、岐阜県及び全国を上回っています。

合計特殊出生率の推移



資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(4) 婚姻の動向

① 未婚率の推移

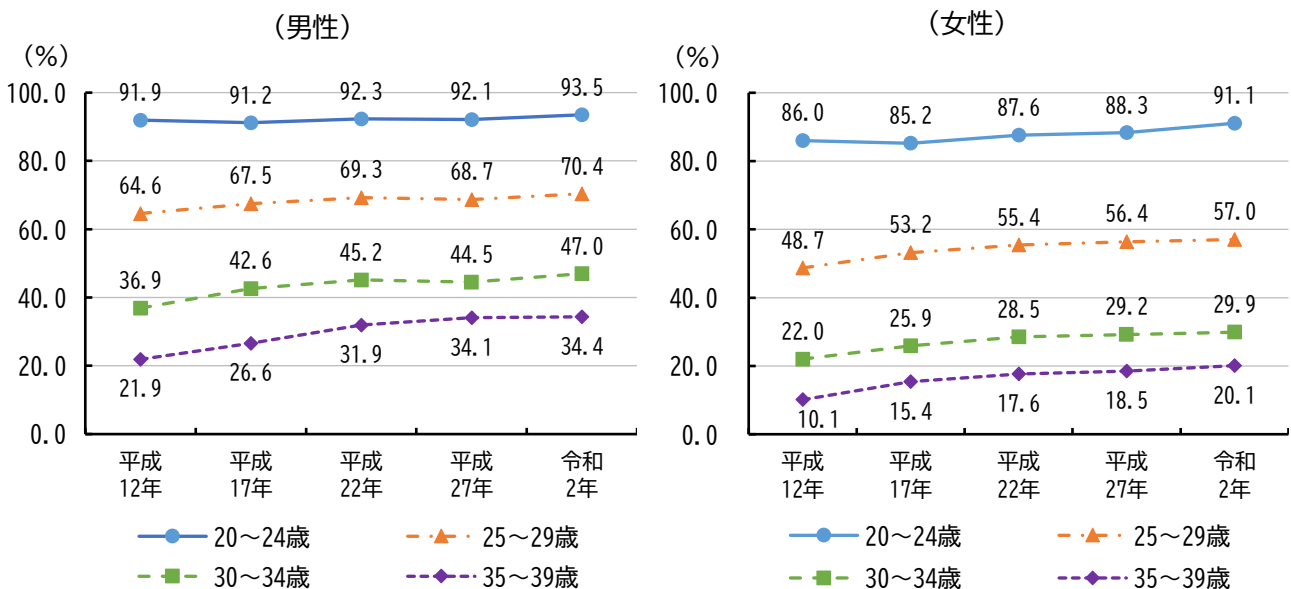
未婚率の推移をみると、男性、女性とも全ての年齢区分において未婚率は上昇しており、晩婚化が進んでいることがうかがえます。本市の令和2年の未婚率は、男性では「25～29歳」で70.4%、「30～34歳」で47.0%、「35～39歳」で34.4%、女性では「25～29歳」で57.0%、「30～34歳」で29.9%、「35～39歳」で20.1%となっています。

性別・年齢区分別未婚率の推移

(各年10月1日現在)

(単位：%)

		男性					女性				
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
20～24歳	大垣市	91.9	91.2	92.3	92.1	93.5	86.0	85.2	87.6	88.3	91.1
	岐阜県	92.6	92.9	93.1	93.2	92.9	88.0	88.0	88.6	90.4	91.1
	全国	92.9	93.4	91.4	90.5	88.5	87.9	88.7	87.8	88.0	87.1
25～29歳	大垣市	64.6	67.5	69.3	68.7	70.4	48.7	53.2	55.4	56.4	57.0
	岐阜県	66.8	68.8	69.4	70.3	70.7	50.7	55.0	55.6	57.7	59.1
	全国	69.3	71.4	69.2	68.3	65.4	54.0	59.0	58.9	58.8	58.2
30～34歳	大垣市	36.9	42.6	45.2	44.5	47.0	22.0	25.9	28.5	29.2	29.9
	岐阜県	37.8	42.5	44.4	44.7	46.5	21.0	26.2	29.3	29.9	31.1
	全国	42.9	47.1	46.0	44.7	43.7	26.6	32.0	33.9	33.6	33.6
35～39歳	大垣市	21.9	26.6	31.9	34.1	34.4	10.1	15.4	17.6	18.5	20.1
	岐阜県	21.5	27.5	31.9	32.8	33.0	9.5	14.4	18.0	19.6	19.5
	全国	25.7	30.0	34.8	33.7	32.4	13.8	18.4	22.7	23.3	22.8

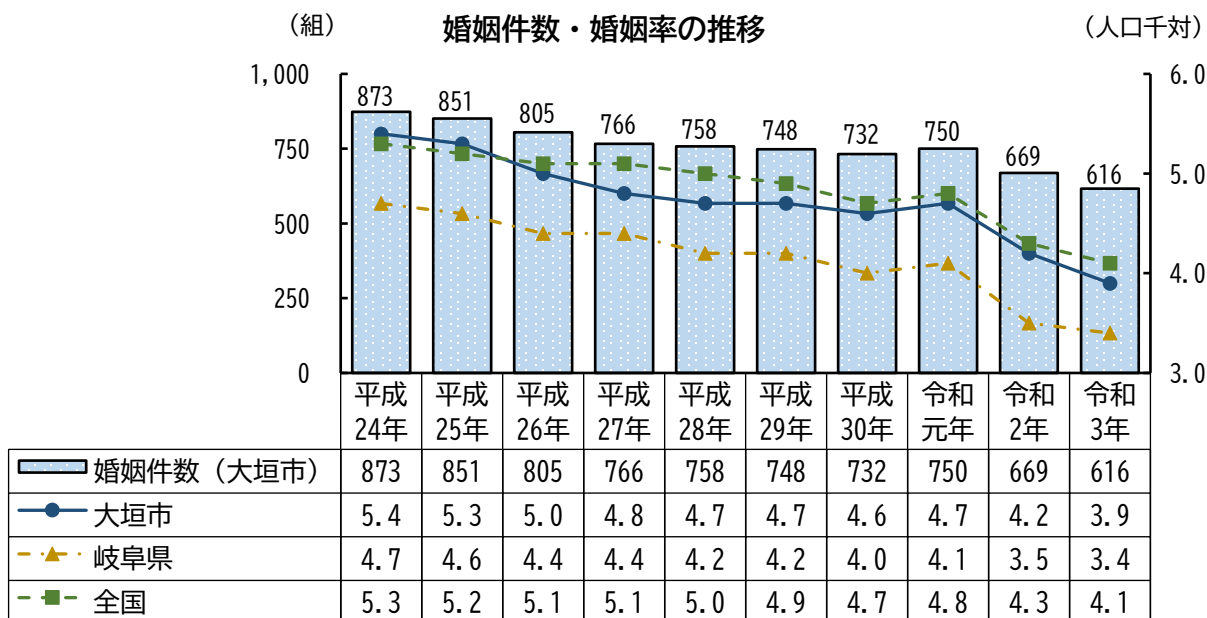


資料：総務省「国勢調査」

(注) 年齢不詳を除く

② 婚姻件数・婚姻率の推移

本市における婚姻件数は、平成27年は800件を、令和2年には700件をそれぞれ下回り、令和3年は616件でした。また、婚姻率（人口千対）の推移をみると、平成24年の5.4に対して令和3年は3.9で、減少傾向となっています。



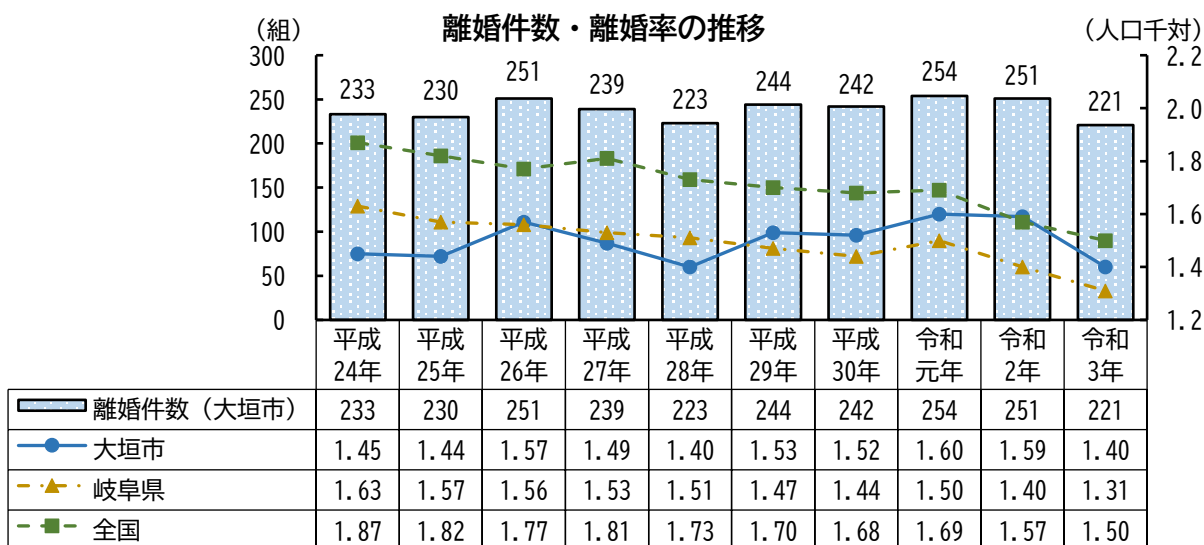
資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 婚姻件数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数

婚姻率 = 婚姻件数 ÷ 人口 × 1,000 (人口は、当年10月1日現在推計人口)

③ 離婚件数・離婚率の推移

本市における離婚件数は、240件前後で推移しており、令和3年は221件でした。また、離婚率（人口千対）の推移をみると、概ね岐阜県及び全国を下回っていましたが、平成29年以降は岐阜県を上回っており、令和3年は1.40となっています。



資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 離婚件数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数

離婚率 = 離婚件数 ÷ 人口 × 1,000 (人口は、当年10月1日現在推計人口)

(5) 就業状況

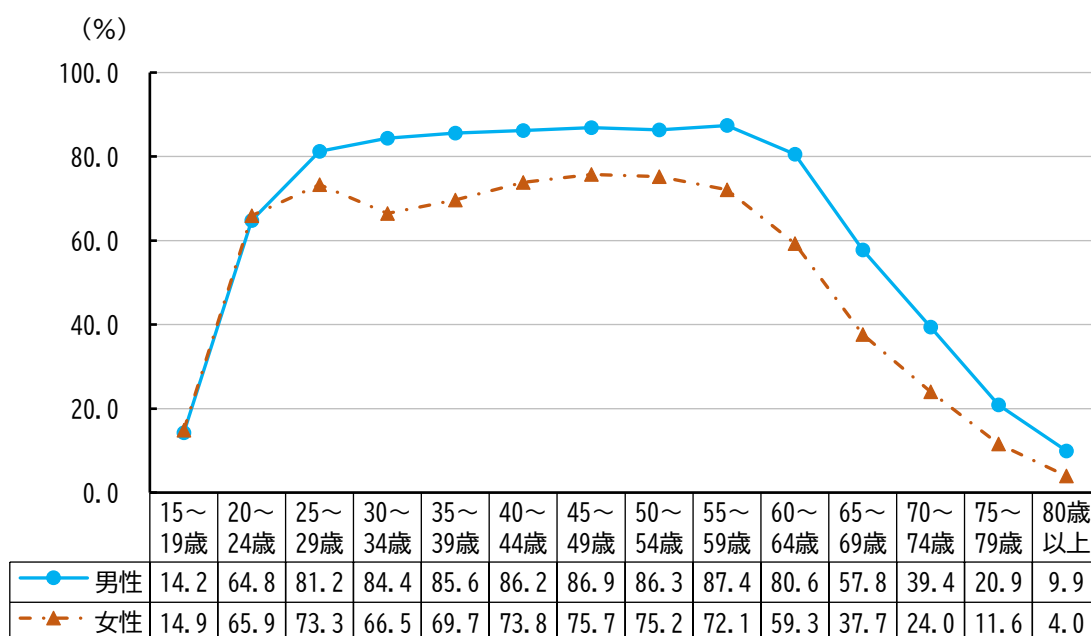
① 性別・年齢別就業状況

本市の就業率（令和2年10月1日現在）をみると、男性は「25～29歳」が81.2%で、その後30歳代から50歳代までは85%前後で推移しているのに対し、女性は「20～24歳」までは男性とほぼ同じ水準で推移しますが、「25～29歳」以降は全ての年齢区分において男性を下回っています。

女性の「25～29歳」の就業率は73.3%、「30～34歳」では一旦低下し66.5%、「35～39歳」では再び上昇し69.7%となり、その後は50歳代まで75%前後で推移しています。

この結果から、出産、子育てに専念するため離職し、30歳代後半以降、再び仕事に就く女性が多いことがうかがえます。

性別・年齢別就業率（令和2年10月1日現在）



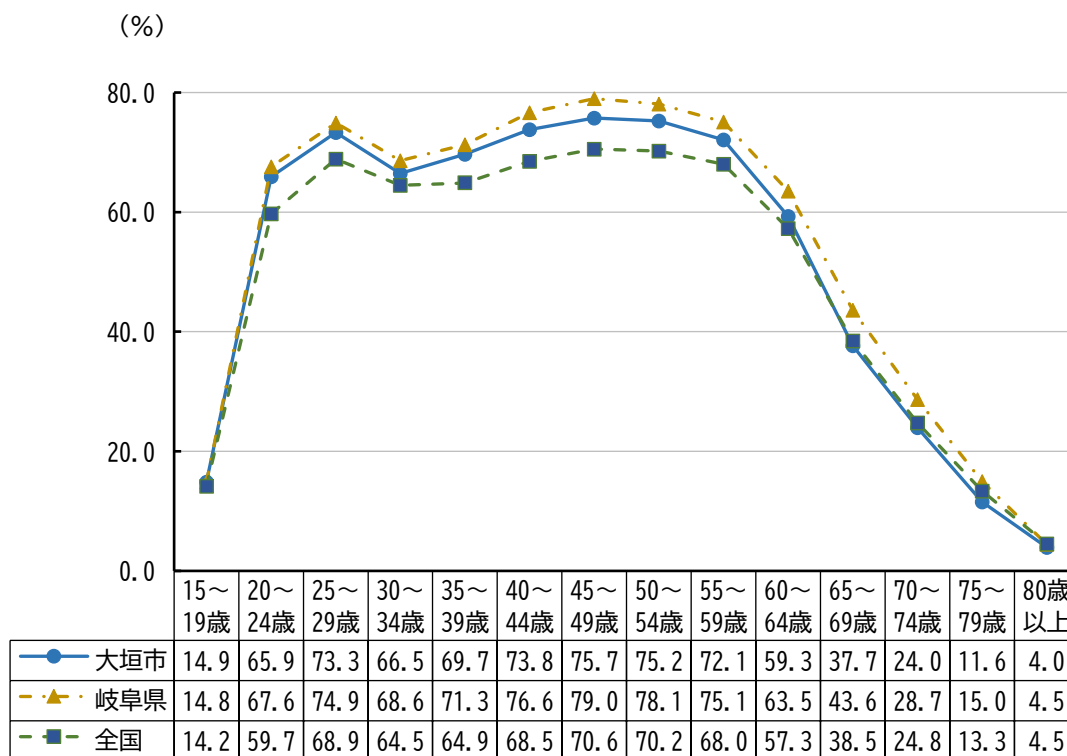
資料：総務省「国勢調査」

(注) 年齢不詳を除く

② 女性の就業状況

女性の年齢別就業率について、岐阜県及び全国と比較すると、いずれも「30～34歳」で一旦低下し、その後上昇する「M字型」のラインを描いています。また、全国と比較すると、「15～19歳」から「60～64歳」までの年齢区分において、本市の女性の就業率は全国平均を上回っています。

女性の年齢別就業率（令和2年10月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

(注) 年齢不詳を除く

第3章

基本理念・目標と施策の展開

1 基本理念

国の『こども大綱』では、日本国憲法及びこども基本法の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、大垣市第三次子育て支援計画の「こどもが健やかに育ち安心して子育てができるまち」の理念や方向性などを引き継ぎながら、こども大綱に掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向け、「全てのこどもが等しく健やかで幸せに育ち こどもまんなかの共育てのまちを目指す」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

**全てのこどもが等しく健やかで幸せに育ち
こどもまんなかの共育てのまちを目指す**

2 基本目標

少子化や子育て環境の変化に伴い、子どもの健全な成長と子育て支援の充実が社会的課題となっています。そのため、全ての子どもが健やかに成長し、安心して子育てできる社会を目指し、質の高い保育・教育環境の整備や切れ目ない支援体制を構築するとともに、子どもの意見を尊重したまちづくりに取り組むなど、こどもまんなか社会の実現が求められています。

これらの課題に総合的に取り組むため、次の3つを基本目標とします。

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

全ての子どもの健やかな成長を支えるため、ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供や相談体制の充実、特別な配慮を要する子どもへの支援強化を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎となる、質の高い保育・教育環境づくりを行います。

主なSDGs



基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

産前から子育て期を通じた継続的な支援を提供できる体制の整備や、子育て世帯が地域の中で孤立しないような支援体制の充実を図るとともに、全ての子どもが取り残されることなく、より豊かに暮らし、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みやマインドづくりを行います。

主なSDGs



基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

子どもが権利の主体であることを広く周知し、多様な遊びや体験活動など、子どもが活躍できる機会の創出を図るとともに、子どもの意見を聴きながら、子どもと一緒にまちづくりに取り組みます。

主なSDGs



3 施策の体系・展開

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 1	保育園や学校等における遊び・学びの環境づくり
基本施策 2	切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実
基本施策 3	いじめの防止や不登校の子どもへの支援
基本施策 4	子どもを自殺や犯罪などから守る取組の推進
基本施策 5	児童虐待の防止やヤングケアラーへの支援

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策 1	子どもや子育てを社会全体で支える気運の醸成
基本施策 2	子どもの居場所づくりの推進
基本施策 3	就労支援、結婚支援
基本施策 4	子育てや教育に関する経済的負担の軽減
基本施策 5	子育て支援、家庭教育支援
基本施策 6	共育での推進
基本施策 7	子どもの貧困対策の推進

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策 1	子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり
基本施策 2	多様な遊びや体験、子どもが活躍できる機会づくり
基本施策 3	子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 1

保育園や学校等における遊び・学びの環境づくり

【現状と課題】

- 家庭や保育所など幼児期までの子どもの育ちを支える場においては、国の「はじめの100か月の育ちビジョン」なども踏まえ、引き続き心身の状況や環境に配慮しながら、子どもの育ちを等しく切れ目なく保障する必要があります。また、学校は学びの場だけでなく、多くの子どもにとって安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり、子どもの最善の利益の実現を図る観点から、学校生活を更に充実させることが求められています。
- 本市では、保育・幼児教育の充実を図るため、育休退園制度の見直しや、公立園と民間園が共に「保育研究会」を設置するほか、公立園においては、「公立保育園・幼稚園等のあり方懇談会」や「保育・幼児教育課題研究会」を通して、質向上に向けた取組を行ってきました。また、子育て支援拠点の整備などにも取り組んでおり、今後も、ニーズに応じた保育・幼児教育の提供や身近な場所での相談体制の充実が必要です。
- 小中学校では、主体的な学びを推進し、確かな学力や正しい生活習慣を身に付けるとともに、食育、健康教育の充実を図っています。また、大垣独自の学習である「ふるさと大垣科」や、学校外でも、地域の課題を見つける「大垣市×SDGsお化け」などを実施し、郷土愛の醸成に努めています。今後は、子どもの将来に向け必要となる資質・能力を身に付ける取組や、増加する特別な支援を必要とする子どもへの対応をより充実させる必要があります。

【施策の方向】

- 保護者のニーズ等への対応に加え、病児及び特別な配慮を要する子どもへの保育、療育支援体制の充実や、身近に相談できる地域子育て相談機関の整備を図ります。また、保育者の確保や負担軽減、教職員の働き方改革などを進めつつ、質向上を図ります。
- 子ども達が自ら考え、お互いに話し合いながら深く学べるような授業づくりに努めるとともに、発達障がい児や医療的ケア児への支援など、特別支援教育の充実を図ります。また、地域と学校の連携強化を推進するとともに、職業体験などを通じて、同年代だけでなく、乳幼児から高齢者まで幅広い人々と交流する機会の創出を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	幼児期までの子どもの成長の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや体験機会等の充実 ・保育所等施設・設備の充実 ・保育・幼児教育制度の整理 ・保幼小連携の推進 ・保育人材の確保 ・病児保育実施施設の確保 ・個別指導対応園の充実 ・ひまわり学園の機能拡充の検討 ・地域子育て相談機関の整備
2	小中学校における学び・育ちの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びを実現するための指導の充実 ・保幼小連携・小中連携の推進 ・学校施設・設備の充実 ・教職員の働きやすい環境づくりの推進 ・特別支援教育の充実 ・地域と学校の協働活動の推進 ・部活動の地域移行の推進 ・職業体験等キャリア教育の充実

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 2

切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実

【現状と課題】

- 産前から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を行うため、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築や、多様なニーズに応じた伴走型相談支援、経済的支援の充実が求められています。
- 本市では、こども家庭センターを中心に、産前から切れ目ない相談支援を実施し、妊産婦健康診査や産後ケア、乳幼児健康診査を通じた母子の健康に関する伴走型の支援を行っています。また、経済的支援として、県内初の取組としてスタートした、高校生世代までの医療費助成や、本市独自の妊活検診費用の助成などを行っています。引き続き、必要な人に適切な支援を確実に届けることができるようにする必要があります。

【施策の方向】

- 産婦健康診査等を通じた母子の健康に関する支援を行うとともに、潜在的に支援が必要な子どもやその家族を早期に発見し、アウトリーチ型支援を含めた伴走型相談支援の充実を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	保健・医療提供体制、相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊活検診費の助成 ・妊産婦健康診査の実施 ・産後ケアの実施 ・子ども医療費の助成（再掲） ・相談支援体制の充実

基本目標 I 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 3

いじめの防止や不登校の子どもへの支援

【現状と課題】

- いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でいじめ問題に取り組む必要があります。また、不登校については、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、不登校というだけで問題行動であると受け取ることのないよう配慮する必要があります。
- 本市では、いじめ防止対策推進法に基づき、思いやりの心を育む活動や生活アンケートを実施するなど、いじめの早期発見や防止に取り組んでいます。今後も、いじめの積極的な認知や早期の組織的対応、相談体制の整備推進など、いじめ防止対策を強化する必要があります。
- 不登校の子どもへの支援については、とまり木教室の設置や、インターネット上の仮想空間(メタバース)を活用した居場所の提供の実証を行っていますが、より一層の支援体制の整備が求められています。

【施策の方向】

- 早期発見・対応、相談支援体制の充実など、総合的ないじめ防止対策の強化を図ります。
- スクールカウンセラー等への相談体制の整備やICTを活用した支援、関係機関との連携など、不登校の子どもへの支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート、教育相談の実施 ・学級集団心理調査の活用
2	不登校の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ相談員の配置 ・ほほえみ教室、とまり木教室の運営 ・インターネット活用による不登校支援 ・西濃学園との連携

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 4

子どもを自殺や犯罪などから守る取組の推進

【現状と課題】

- 近年、全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあります。また、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備や、犯罪、事故、災害などから子どもを守る取組が求められています。
- 本市では、「大垣市第2次自殺対策計画」を策定し、関係機関等との連携による相談支援や自殺予防に取り組むゲートキーパーの育成をはじめ、様々な機会や媒体を通じた周知啓発に取り組んでおり、今後も、自殺予防対策の推進が必要です。
- インターネットの利用については、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、有害情報から子どもを守ることが課題となっており、今後も、情報モラル教育や情報リテラシー教育の推進が必要です。
- 子どもの安全確保については、交通安全教室の実施や地域ボランティアによる見守り活動、通学路の安全確保、防犯カメラの設置補助など様々な取組を行っており、今後も、子どもの安全対策の推進が必要です。

【施策の方向】

- 自殺予防教育や相談体制の整備を推進するとともに、自殺リスクの早期発見に向け、タブレットの活用による、子どもの心身の状態を把握する仕組みづくりに取り組みます。
- SNS上のトラブルの未然防止など、子どもが安全にインターネットを利用できるよう、情報モラル教育、情報リテラシー教育を推進します。
- 子どもの発達段階に応じた安全教育の推進や保護者への周知啓発を図るとともに、非行や犯罪に及んだ子どもとその家族への相談支援に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺予防対策の周知啓発 ・ 相談支援体制の充実 ・ 関係機関との連携推進 ・ ICTを利用した心身の状態を把握する取組の検討
2	安全にインターネットを利用できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報モラル教育の推進 ・ 情報リテラシー教育の推進
3	子どもの安全確保と非行防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命と安全を守る活動の推進 ・ 犯罪防止のための取組の推進 ・ 通学路の安全の推進

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 5

児童虐待の防止やヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

- 児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後も様々な生きづらさにつながるものであり、どのような場合であっても許されるものではありません。
- 本市では、こども家庭センターを核として、要保護児童対策地域協議会と連携し、児童虐待防止に向けた周知を図りながら、継続的な支援に取り組んでいます。今後も、早期発見・把握に努め、必要な支援につなげることが必要です。
- ヤングケアラーについては、本市においても調査を実施するなど、実態等の把握に努めていますが、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないことも多いという課題があります。ヤングケアラーについて正しく理解できるよう周知を行うとともに、早期発見・把握に努め、必要な支援につなげることが必要です。

【施策の方向】

- こども家庭センターを核とし、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携しながら、子育てに困難を抱える家庭や子どものSOSを早期に把握し、適切な支援を図ります。
- 公的責任で社会的に養育し、保護する必要がある子どもの適切な保護と養育のため、児童相談所と情報共有する等の連携に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て相談機関等との連携 ・子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備 ・子どもへの周知啓発 ・訪問支援事業の導入
2	ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備（再掲） ・子どもへの周知啓発（再掲） ・訪問支援事業の導入（再掲） ・ヤングケアラーへの理解の促進

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策 1

子どもや子育てを社会全体で支える気運の醸成

【現状と課題】

- 子どもや子育て世帯が、気兼ねなく様々な制度や支援を利用できるよう、子育て世帯への社会の理解促進や意識改革が求められています。
- 本市では、子どもの幸せを第一に考え、子どもと過ごす時間を大切にする取組を進めてきました。また、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、社会全体で子どもや子育て世帯を支援する意識改革に努めるとともに、共育てを推進しています。地域ぐるみでつくる居場所「こどもんち」の推進など、年齢や性別を問わず全ての人が、様々な場で支援する取組を進めることで、子育ての楽しさを感じ、子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成することが必要です。

【施策の方向】

- 子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市こども未来条例の周知啓発 ・子どもや子育てにやさしい社会の啓発 ・地域全体で子育てを行う気運の醸成

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策 2

子どもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 全ての子どもが、家や学校以外に安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、地域全体で居場所づくりを進めることが必要です。また、子どもが遊んだり、好きなことをしたり、自由に主体的に過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得、その場を居場所と感じるかどうかは、子ども本人が決めるものであることを踏まえた、子どもまんなかの居場所づくりが必要です。
- 本市では、子ども達の多様なニーズに応えるため、こどもサイエンスプラザや図書館、墨俣児童館、大垣公園など、様々な形態の居場所を提供しています。また、子ども食堂や子どもの居場所づくりなどを支援しながら、多様な居場所づくりを進めています。更に、安心できる場所や相談できる場所が必要との声もあります。今後は、子ども達のニーズに応えられるよう、関係団体等と連携しながら、各地域に多様な居場所づくりを進めていくことが必要です。
- 留守家庭児童教室については、様々な遊びを通じた自主性、社会性、創造性の向上や、家庭生活の支援を図っており、今後も、ニーズを踏まえた受け皿の確保が必要です。

【施策の方向】

- 子ども食堂やプレーパークなど、子ども達が集まり活動する「つどえる居場所」や、地域の身近な場所で、大人たちの緩やかな見守りの中、子ども達が自由にゆっくりと過ごせる「ほっとな居場所」など、多様な居場所の提供を図ります。
- 留守家庭児童教室指導員を確保し、安定的な運営を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な居場所づくりの推進 ・子どもの居場所実施団体の支援
2	留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭児童教室の運営及び民間事業者への支援 ・留守家庭児童教室指導員の確保

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策 3

就労支援、結婚支援

【現状と課題】

- 若者の就労においては、マッチングの精度を高め、早期離職を抑制するとともに、早い段階から経験を積み、その後のキャリア形成のための基盤となる能力を培うことができるような支援が必要とされています。
- 本市では、「大垣市第3期雇用戦略指針」や「大垣市第3期産業振興指針」を策定し、働く意欲のある市民が、安心して働くことのできる社会の実現を図るとともに、市内の産業を支える人材の確保・育成に取り組んでいます。引き続き、企業や関係機関との連携により、職業相談やキャリア相談、人材育成支援などに努めるとともに、若者や女性の活躍の支援を充実させることが必要です。
- 結婚支援については、かがやき婚活事業や結婚相談所開設のほか、新婚家庭を含めた子育て世代等への移住定住支援や住宅取得支援を実施しています。出会いの場を求める声も多く、今後も、そうした機会の創出を図るとともに、安心して働くことのできる環境整備や、結婚に伴う新生活への支援を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 企業や関係機関との連携により、職業相談やキャリア相談を実施するなど、若者や女性の就労支援を推進します。
- 出会いの場の創出を図るとともに、結婚に伴う新生活への支援を推進します。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	就労・キャリア形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動段階のマッチング精度の向上 ・職業相談、キャリア相談の実施 ・企業の経営安定支援
2	結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやき婚活事業の実施 ・結婚相談の実施 ・子育て世代等移住定住活動費支援 ・子育て世代等住宅取得支援

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策 4

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 教育費の負担が、理想の子どもの数を持たない大きな理由の一つとなっていることから、保育・幼児教育の無償化や高校等の授業料支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目ない負担軽減を実施することが求められています。
- 本市では、県内初の取組としてスタートした、高校生世代までの医療費助成をはじめ、出産・子育て応援ギフトや児童手当・児童扶養手当の支給など、様々な経済的支援を行っています。今後も安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減や、子どもが家庭の経済状況に関わらず進学の手続きを確保できるよう、修学支援を実施することが必要です。

【施策の方向】

- 家庭の経済状況に関わらず、子どもの進学機会を確保できるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども医療費の助成 ・ 多子世帯の保育料等の軽減 ・ 要保護児童等への就学援助 ・ 奨学金の貸付 ・ 出産祝金の支給

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策 5

子育て支援、家庭教育支援

【現状と課題】

- 全ての子どもとその家庭を対象に、ニーズに応じた様々な子育て支援を行うことが求められています。
- 本市では、親子でのお出かけを促進する、親子バス利用支援事業をはじめ、エンゼルサポーター事業や家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業、ファミリーサポートセンター事業など、ニーズに応じた様々な子育て支援を行っています。今後は、こども誰でも通園制度の実施や、地域子育て相談機関の整備、また、子育て世帯を支えるためのオンライン相談やプッシュ型の情報提供を進める必要があります。
- 保護者による家庭教育については、子どもの基本的な生活習慣の確立や自立心を育む教育を行えるよう、子育て講座や家庭教育研修などを実施しており、今後も、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 子育て世帯を支えるため、地域子育て相談機関の整備やオンライン相談など、相談体制の充実とともに、確実な情報提供を図ります。
- 保護者への家庭教育相談や研修の実施など、保護者のニーズに沿った家庭教育支援の充実を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親子バス利用支援事業の実施 ・エンゼルサポーター事業の実施 ・家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業の実施 ・ファミリーサポートセンター事業の実施 ・こども誰でも通園制度の実施 ・地域子育て相談機関の整備（再掲） ・オンライン相談等相談体制の充実 ・子育て世帯への訪問支援
2	家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への家庭教育の相談・研修の実施 ・家庭教育支援員の養成

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策 6

共育での推進

【現状と課題】

- 家庭内において、夫婦が互いに協力しながら子育てし、それを職場や地域全体で支援する共育での推進が求められています。
- 本市では、仕事と子育てが両立できる環境づくりとして、子育てしやすい休暇の取得や父親の家事・育児参加が重要だと捉えています。こうしたことから、男性の家事・子育てへの参画意識の改革に加え、男性の育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた環境づくりのための啓発や、企業等における職場環境や風土の見直しに向けた啓発を行うことが必要です。また、家族とのコミュニケーションや社会全体の理解促進が大切という意見もあり、地域全体で子育てを行う共育での推進も必要です。

【施策の方向】

- 共働き、共育での推進のため、男性の家事・子育てへの参画促進や、企業等への育児休業の取得に関する啓発を行うとともに、職場や地域全体が支援する気運の醸成に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	共育での推進	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児等の両立支援セミナーの開催 ・男性の家事・育児参加の促進 ・男性の育児休業取得など子育てしやすい労働環境の整備促進 ・地域全体で子育てを行う意識啓発

基本目標Ⅱ 子育て日本一を実感できる仕組みやマインドづくり

基本施策 7 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

- 子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どもの人生に影響を及ぼすものであり、貧困の連鎖を断ち切ることが重要とされています。また、ひとり親家庭は、ひとりで子育てをしながら働くことに様々な困難が伴うことから、相対的に貧困の割合が高い傾向にあります。
- 本市では、経済的支援として、教材費等実費徴収費用補助、児童扶養手当、高等学校就学準備金の支給等を実施しています。また、ひとり親家庭への支援として、自立に向けた資格取得等支援や養育費の確保支援、法律相談なども実施しています。今後も、経済的支援の継続に加え、各家庭の自立を促しつつ、子どもが健やかに成長できるよう支援することが必要です。
- 貧困状況にある子育て世帯の社会的孤立を防ぐため、妊娠・出産期からの相談支援にも取り組んでいます。引き続き、こども家庭センターを核とし、関係機関と連携しながら、具体的な支援につなげる必要があります。

【施策の方向】

- 各家庭への自立支援や、子どもの学習・就学支援を進めるとともに、こども家庭センターを核とし、関係機関と連携しながら、子どものSOSを早期に把握し、適切な支援を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	就労・教育支援等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯の保育料等の軽減（再掲） ・要保護児童等への就学援助（再掲） ・奨学金の貸付（再掲） ・学習支援 ・ひとり親家庭等への自立支援 ・養育費の確保支援
2	相談機関の充実・地域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て相談機関等との連携（再掲） ・子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備（再掲）

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策 1

子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり

【現状と課題】

- 子どもの権利については、自らが権利の主体であることの理解を深めてもらうため、全ての子どもに啓発を行うとともに、子どもが権利の主体であることを社会に向けて周知啓発していく必要があります。
- 日常生活が当たり前に送れることが幸せであり、また、意見が尊重され、大切にされる環境があることが重要との声もあり、家庭、学校、地域など様々な場において、子どもが自分自身に関することについて、自由に意見を表明することができる機会を確保し、施策やまちづくりに反映させていくことが必要です。

【施策の方向】

- 子どもや社会に向けて、子どもの権利に関する周知啓発を行うとともに、子どもの意見を聴きながら、子どもまんなかのまちづくりを進めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子どもの権利に関する周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する正しい理解の促進 ・子どもの権利を含む人権相談窓口の周知
2	子どもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもまんなか意見交換会等の開催 ・子どもの意見反映に向けたガイドラインの整備

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策 2

多様な遊びや体験、子どもが活躍できる機会づくり

【現状と課題】

- 遊びや体験活動は、子どもの健やかな成長の原点であり、自らの遊びを充実、発展させていくことで、創造力や好奇心、自尊心、思いやりなどの非認知能力と、言語や数などの認知能力の双方を育むことができるとされています。
- 本市では、保育・幼児教育の質向上を図るとともに、情報工房や図書館、墨俣児童館など様々な施設や公園等において、子ども達に多様な遊びや体験の機会を提供するほか、市内企業の仕事を体験できるイベントや各種子ども向け講座なども実施しています。今後も、子ども達が将来の可能性を広げ、興味・関心のある分野にチャレンジできる機会づくりが必要です。

【施策の方向】

- 地域資源を生かしながら、年齢や発達の程度に応じた遊びや体験機会の創出を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	多様な遊びや体験活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職業体験イベント等体験機会の創出 ・公園等施設・設備の充実
2	子どもが活躍できる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の充実 ・英語教育や国際理解教育の推進 ・こどもまんなか意見交換会等の開催（再掲）

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策 3

子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信

【現状と課題】

- 保育・幼児教育に携わる者、教職員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、NPOなど、子育て支援に携わる担い手の確保、育成が必要とされています。
- 本市では、保育者研修をはじめ、潜在保育士の復帰支援やファミリーサポートセンターを支える人材の育成など、子育て支援に関わる人材の確保や育成に取り組んでいますが、引き続き、担い手の確保や育成、専門性の向上を図る必要があります。また、子育て支援に携わる民間団体等との連携強化も必要です。
- 必要な支援を必要な人に届けるため、プッシュ型の分かりやすい情報提供に努めるとともに、オンラインでの手続き等による利便性の向上を図る必要があります。また、オンラインでの情報の入手が困難な人にも確実に情報を届けることが必要です。

【施策の方向】

- 子どもや子育て世帯に関わる人材の確保や育成を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- プッシュ型の分かりやすい情報提供に努めるとともに、オンライン手続き等による利便性の向上を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子どもや子育て世帯に関わる人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援人材の確保・育成 ・ボランティア等への支援 ・関係機関との連携強化
2	必要な支援を届けるための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者への情報提供の充実 ・子育て支援情報の積極的な発信 ・オンライン手続きの充実 ・地域子育て相談機関等との連携（再掲）

第4章

子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

1 必要事業量（量の見込み）と確保方策の設定等

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「大垣市子ども・子育て支援事業計画」として、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間における幼児期の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、必要事業量（量の見込み）とそれを確保するための方策等を定めます。

（1）教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供する施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことであり、本計画では、市全域を一つの「教育・保育提供区域」として設定します。

（2）必要事業量（量の見込み）の設定

必要事業量（量の見込み）の設定にあたっては、計画期間における子ども人口を推計し、令和5年度に実施した「大垣市子育て支援に関するアンケート調査」に基づき、国が示す「量の見込みの算出の手引き」により必要量を算出するとともに、直近5か年の利用実績の推移等を勘案し、事業ごとに必要事業量を設定します。

（3）確保方策の設定

確保方策の設定にあたっては、「教育・保育」では、各年度の教育・保育施設の必要利用定員総数等を、「地域子ども・子育て支援事業」では、各年度のサービス提供人数などを計画事業量として設定するとともに、提供体制を確保するための取組を定めます。

（4）対象事業

教育・保育（子ども・子育て支援給付）	
施設型給付（教育・保育施設） <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・保育園 ・認定こども園 	地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 ・養育支援訪問事業 ・児童育成支援拠点事業 ・乳児等通園支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・一時預かり事業 ・妊婦健康診査事業 ・放課後児童健全育成事業 ・親子関係形成支援事業 ・産後ケア事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外保育事業 ・病児保育事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・妊婦等包括相談支援事業

2 必要事業量と提供体制の確保

(1) 教育・保育

① 教育・保育事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
教育事業（1・2号）	学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する幼児教育を実施する事業
保育事業（2・3号）	児童福祉法に基づき、保護者の労働、疾病等の理由で、家庭において乳幼児を保育することができない保護者に代わって、その乳幼児の心身の健全な発達を目指し保育することを目的とする事業

※1号：満3歳以上かつ就学前で、家庭での保育が可能な子ども

※2号：満3歳以上かつ就学前で、家庭での保育が困難な子ども

※3号：満3歳未満で、家庭での保育が困難な子ども

2) 必要事業量と計画事業量

必要事業量は、1～3号の類型ごとの利用状況や利用希望、直近の実績等をもとに設定。

<教育事業>

○ 1号・2号（教育利用）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	820	795	775	757	752
うち1号	565	547	534	521	518
うち2号（教育利用）	255	248	241	236	234
②計画事業量	1,018	1,018	1,018	1,018	1,018
認定こども園	432	432	432	432	432
保育園	0	0	0	0	0
幼稚園	586	586	586	586	586
小規模保育事業所	0	0	0	0	0
③＝②－①	198	223	243	261	266

※計画事業量（幼稚園）は、施設型給付対象外の私立幼稚園利用者を含む

<保育事業>

○ 2号（保育利用）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	2,303	2,231	2,178	2,124	2,110
②計画事業量	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781
認定こども園	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822
保育園	959	959	959	959	959
幼稚園	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	0	0	0	0	0
③=②-①	478	550	603	657	671

○ 3号

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	1,350	1,341	1,331	1,324	1,315
うち0歳	158	157	156	155	154
うち1・2歳	1,192	1,184	1,175	1,169	1,161
②計画事業量	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378
認定こども園	838	838	838	838	838
保育園	503	503	503	503	503
幼稚園	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	37	37	37	37	37
③=②-①	28	37	47	54	63

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	保育・幼児教育 提供量の確保	既存の保育施設等の定員を確保し、必要な計画事業量を確保する。
2	保育所等施設・ 設備の充実	子ども・子育て支援機能強化のための施設の 新築、増築又は改築等の環境改善に努める。

4) 利用状況

【利用者数（各年4月1日現在）】

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育利用	1・2号	1,043	1,038	913	850	767
保育利用	2号	2,680	2,608	2,588	2,488	2,463
	3号	1,245	1,292	1,236	1,278	1,288
	うち0歳	134	134	135	119	125
	うち1・2歳	1,111	1,158	1,101	1,159	1,163
合計		4,968	4,938	4,737	4,616	4,518

※市内在住者で市内の園の利用者

※教育利用（1・2号）については、施設型給付対象外の私立幼稚園利用者を含む

【利用率（各年4月1日現在）】

（単位：%）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用率（全体）		64.6	65.7	65.8	66.6	68.1
3歳以上児（1・2号）	うち1号	25.8	26.3	24.0	23.4	21.9
	うち2号	66.4	66.0	68.1	68.6	70.4
	3歳未満児（3号）	34.1	36.3	36.3	38.6	41.1
うち0歳	うち0歳	11.6	11.8	12.2	11.4	13.2
	うち1・2歳	44.6	47.8	47.9	51.2	53.3

※市内在住者で市内の園の利用率

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：箇所、人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度						
必要事業量	-	86,681	-	86,200	-	85,695	-	85,264	-	84,758	
計画事業量	拠点事業	8	69,490	8	69,048	8	68,584	8	68,188	8	67,724
	類似事業	8	17,192	8	17,152	8	17,111	8	17,076	8	17,034
	合計	16	86,681	16	86,200	16	85,695	16	85,264	16	84,758

※必要事業量は、地域子育て支援拠点の利用者、利用希望者等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て支援拠点等の充実	拠点事業であるキッズピアおおがき・南部子育て支援センター及び保育園等に併設されている6つの地域子育て支援センターや、類似事業である地区センター等で開催される子育てサロン7か所及び墨俣児童館を開設し、遊びの場を提供するとともに、相談支援等を実施する。

4) 利用状況

(単位：箇所、人(延べ))

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
拠点事業 (地域子育て支援拠点)	7	27,694	8	32,670	8	39,823	8	58,538	8	—
キッズピアおおがき 子育て支援センター	1	13,679	1	17,045	1	21,258	1	29,209	1	—
南部子育て支援センター	1	2,609	1	4,182	1	4,580	1	12,617	1	—
ながさわこども園	1	2,690	1	2,400	1	2,580	1	5,094	1	—
わかたけ保育園	1	2,520	1	1,750	1	2,284	1	1,422	1	—
木の花保育園	1	2,988	1	2,567	1	3,006	1	3,553	1	—
牧田保育園	1	1,057	1	1,084	1	1,044	1	1,383	1	—
墨俣保育園	1	2,151	1	1,878	1	2,800	1	2,596	1	—
荒崎幼稚園	—	—	1	1,764	1	2,271	1	2,664	1	—
類似事業	3	4,736	4	7,490	7	12,171	8	17,357	8	—
子育てサロン	2	827	3	1,644	6	3,118	7	6,052	7	—
南部子育て支援センター	1	628	—	—	—	—	—	—	—	—
三城地区センター	1	199	1	717	1	781	1	799	1	—
西地区センター	—	—	1	479	1	651	1	1,297	1	—
赤坂地区センター	—	—	1	448	1	571	1	870	1	—
中川ふれあいセンター	—	—	—	—	1	628	1	1,812	1	—
宇留生地区センター	—	—	—	—	1	249	1	408	1	—
安井地区センター	—	—	—	—	1	238	1	522	1	—
綾里地区センター	—	—	—	—	—	—	1	344	1	—
墨俣児童館	1	3,909	1	5,846	1	9,053	1	11,305	1	—
合計	10	32,430	12	40,160	15	51,994	16	75,895	16	—

② 利用者支援事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
利用者支援事業	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

2) 必要事業量と計画事業量

○ 基本型

(単位：箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	11	11	11	11	11
計画事業量	8	8	11	11	11

○ こども家庭センター型

(単位：箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	1	1	1	1	1
計画事業量	1	1	1	1	1

※基本型及びこども家庭センター型の必要事業量は、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の必要量のほか、母子保健機能と児童福祉機能を1か所に集約して整備するなど、地域の実情に応じて設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	利用者支援施設の開設・運営	相談機能の充実を図るため、キッズピアおおがき子育て支援センター及びこども家庭センターに加え、南部子育て支援センターなどの施設拡充を行う。

4) 実施状況

(単位：箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置箇所数	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

※令和6年度の母子保健型は、実際はこども家庭センター型

③ 時間外保育事業（延長保育）

1) 事業概要

事業名	事業概要
時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の保育利用時間外に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

2) 必要事業量と計画事業量

（単位：箇所、人）

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
必要事業量	-	2,015	-	2,015	-	2,015	-	2,015	-	2,015
計画事業量	33	2,020	33	2,020	33	2,020	33	2,020	33	2,020

※必要事業量は、保育園等の利用希望者、利用希望時間等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	延長保育の実施	認定こども園、保育園等において延長保育を実施する。

4) 実施状況

【 実施箇所数 】

（単位：箇所）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	34	33	33	33	33

【 利用者数 】

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,889	1,943	1,941	1,885	-

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

1) 事業概要

事業名	事業概要
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で預かる事業

2) 必要事業量と計画事業量

（単位：箇所、人(延べ)）

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
必要事業量	-	130	-	130	-	130	-	130	-	130
計画事業量	5	130	5	130	5	130	5	130	5	130

※必要事業量は、ショートステイの利用実績、利用意向日数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	児童養護施設等で児童を預かり、養育を実施する。

4) 実施状況

（単位：箇所、人(延べ)）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
延利用者数	5	59	5	148	5	129	5	88	5	-

⑤ 一時預かり事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かる事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	34,899	34,591	34,371	34,139	34,070
計画事業量	35,130	35,120	35,120	35,110	35,110
一時預かり (私立幼稚園等)	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
一時保育 (保育園等)	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
一時預かり (キッズピア)	320	310	310	300	300
ファミリーサポ ートセンター	900	900	900	900	900
トワイライトス テイ	10	10	10	10	10

※必要事業量は、幼稚園での預かり保育等の利用希望割合、利用意向日数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	一時保育の実施	保護者の疾病や就労、冠婚葬祭等の理由により、日中に家庭で保育できない子どもを対象に、一時保育を実施する。
2	一時預かりサービスの実施	キッズピアおおがき子育て支援センター交流サロン内において、生後2か月から就学前までの子どもを対象に、一時預かりサービスを実施する。
3	ファミリーサポートセンターの開設・運営	育児の援助を受けたい会員と、育児の援助を行いたい会員との相互調整、マッチングを行うファミリーサポートセンターを開設・運営する。
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) の実施	保護者の就労等により、平日夜間や休日に児童を養育できない場合に、児童養護施設等において児童を預かる。

4) 実施状況

（単位：人(延べ)）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	22,031	24,511	26,551	25,499	26,464
一時預かり （私立幼稚園等）	13,970	20,098	22,274	21,525	21,566
一時保育 （保育園等）	5,463	3,474	3,422	2,807	3,678
一時預かり （キッズピア）	315	104	194	345	377
ファミリーサポ ートセンター	2,277	826	660	822	843
トワイライトス テイ	6	9	1	0	0

※一時預かり（私立幼稚園等）の延利用人数は、幼稚園における預かり保育分

※ファミリーサポートセンター事業の延利用人数は、就学前児童分（小学生児童については、子育て援助活動支援事業に計上）

⑥ 病児保育事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

2) 必要事業量と計画事業量

（単位：人(延べ)）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	270	264	259	254	250
計画事業量	820	820	820	820	820
市内施設	560	560	560	560	560
市外施設	260	260	260	260	260

※必要事業量は、病児・病後児保育の利用希望割合、利用意向日数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	病児保育実施施設の確保	市内外の病児保育施設との連携により、病気やけがの回復期にある子どもを預かる病児保育施設を確保する。

4) 実施状況

（単位：人(延べ)）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	231	32	143	233	411
市内施設	231	20	78	43	153
市外施設	0	12	65	190	258

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

1) 事業概要

事業名	事業概要
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等児童の預かり等の援助を受けることを希望する会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

（単位：人(延べ)）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	400	400	400	400	400
計画事業量	400	400	400	400	400

※必要事業量は、放課後の利用希望割合、利用意向日数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	ファミリーサポートセンターの開設・運営	育児の援助を受けたい会員と、育児の援助を行いたい会員との相互調整、マッチングを行うファミリーサポートセンターを開設・運営する。

4) 実施状況

（単位：人(延べ)）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	1,131	531	376	131	368

※延利用人数は、小学生児童分

⑧ 妊婦健康診査事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：回(件))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	11,376	11,136	10,896	10,776	10,536
①妊娠届出件数	948	928	908	898	878
②1人あたり健診回数	12	12	12	12	12
計画事業量	11,376	11,136	10,896	10,776	10,536
①妊娠届出件数	948	928	908	898	878
②1人あたり健診回数	12	12	12	12	12

※必要事業量は、妊娠届出件数（推計）に健診回数を乗じたものを設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	妊婦健康診査の受診 勧奨	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の受診費用を補助する。

4) 実施状況

(単位：回(件))

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査受診回数	13,751	13,945	13,561	12,782	11,425
①妊娠届出件数	1,188	1,181	1,097	1,096	935
②1人あたり健診回数	11.57	11.81	12.36	11.66	12.22

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 / ⑩ 養育支援訪問事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	1,098	1,078	1,058	1,048	1,028
乳児家庭全戸訪問事業	948	928	908	898	878
養育支援訪問事業	150	150	150	150	150
計画事業量	1,098	1,078	1,058	1,048	1,028
乳児家庭全戸訪問事業	948	928	908	898	878
養育支援訪問事業	150	150	150	150	150

※必要事業量は、推計人数を設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	すこやか赤ちゃん訪問の実施	生後4か月までの乳児を養育する全ての家庭を訪問する。
2	養育支援訪問の実施	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、必要な助言・指導を実施する。

4) 実施状況

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	1,281	1,286	1,215	1,177	1,110
乳児家庭全戸訪問事業	1,127	1,129	1,079	1,048	957
養育支援訪問事業	154	157	136	129	153

⑪ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）

1) 事業概要

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業	就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

2) 必要事業量と計画事業量

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	990	996	965	945	916
1年生	354	349	340	338	320
2年生	299	306	294	286	284
3年生	206	204	200	192	187
4年生	110	116	110	108	104
5年生	15	15	15	15	15
6年生	6	6	6	6	6
計画事業量	990	1,000	970	950	920
1年生	360	350	340	340	320
2年生	300	310	300	290	290
3年生	210	210	200	190	190
4年生	100	110	110	110	100
5年生	15	15	15	15	15
6年生	5	5	5	5	5

※必要事業量は、放課後の利用希望割合、推計児童数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	留守家庭児童教室の運営及び民間事業者への支援	留守家庭児童教室の運営及び施設整備を実施するとともに、民間事業者への施設整備等支援を実施する。
2	留守家庭児童教室指導員の確保	留守家庭児童教室指導員を確保するとともに、指導に必要な知識・技能を習得するための研修を行うなど、指導員の育成を実施する。

4) 利用状況

○ 公立

【利用者数】

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	903	874	920	946	1,000
1年生	340	359	348	370	400
2年生	285	254	303	278	304
3年生	181	180	174	205	199
4年生	97	81	95	93	97
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—

※月平均の在籍児童数

【利用率】

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率	10.6	10.2	11.0	11.5	12.4
1年生	24.2	26.9	26.5	27.9	31.0
2年生	20.0	18.1	22.7	21.3	23.1
3年生	12.8	12.5	12.3	15.4	15.2
4年生	2.3	1.9	2.2	2.2	2.3
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—

※市内全小学校の学年別児童数（各年5月1日現在）に対する利用率

○ 民間

【利用者数】

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	51	55	56	56	58

※月平均の在籍児童数

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	282	277	270	264	257
計画事業量	288	288	288	288	288

※必要事業量は、対象世帯数、平均利用日数等から算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て世帯訪問支援事業の実施	対象家庭を訪問し、家庭の状況に合わせた家事・子育て等の支援を包括的に実施する。

⑬ 児童育成支援拠点事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	24	23	23	22	22
計画事業量	0	0	0	22	22

※必要事業量は、対象児童数、推計児童数等から算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	児童育成支援拠点事業の実施	児童育成支援拠点事業の実施に向け、委託先等の検討を行う。

⑭ 親子関係形成支援事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	12	12	11	11	11
計画事業量	0	0	11	11	11

※必要事業量は、対象世帯数、推計児童数等から算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	親子関係形成支援事業の実施	講義やグループワーク、個別のロールプレイなど、状況に応じたペアレント・トレーニング等の実施に向けた検討を行う。

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	2,844	2,784	2,724	2,694	2,634
計画事業量	2,844	2,784	2,724	2,694	2,634
こども家庭センター	948	928	908	898	878
保健センター	1,896	1,856	1,816	1,796	1,756

※必要事業量は、妊娠届出件数（推計）に面談回数に乗じたものを設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊婦等の心身の状況や環境等の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を実施する。

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

1) 事業概要

事業名	事業概要
乳児等通園支援事業	保育所等施設において、満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の機会を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報提供、助言等援助を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	85	85	85	85	84
0歳児	25	25	25	25	25
1歳児	30	30	30	30	29
2歳児	30	30	30	30	30
計画事業量	0	85	85	85	84
0歳児	0	25	25	25	25
1歳児	0	30	30	30	29
2歳児	0	30	30	30	30

※必要事業量は、必要受入れ時間数から必要定員数を算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	乳児等通園支援事業の実施	こども誰でも通園制度を導入し、未就園児に適切な遊びや生活の機会を提供する。

⑰ 産後ケア事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

（単位：人(延べ)）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	450	440	431	426	416
計画事業量	450	440	431	426	416

※必要事業量は、利用見込み産婦数、平均利用日数等から算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	産後ケア事業の実施	産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保する。

第5章

計画の推進体制

1 (仮称) 大垣市子ども・子育て会議

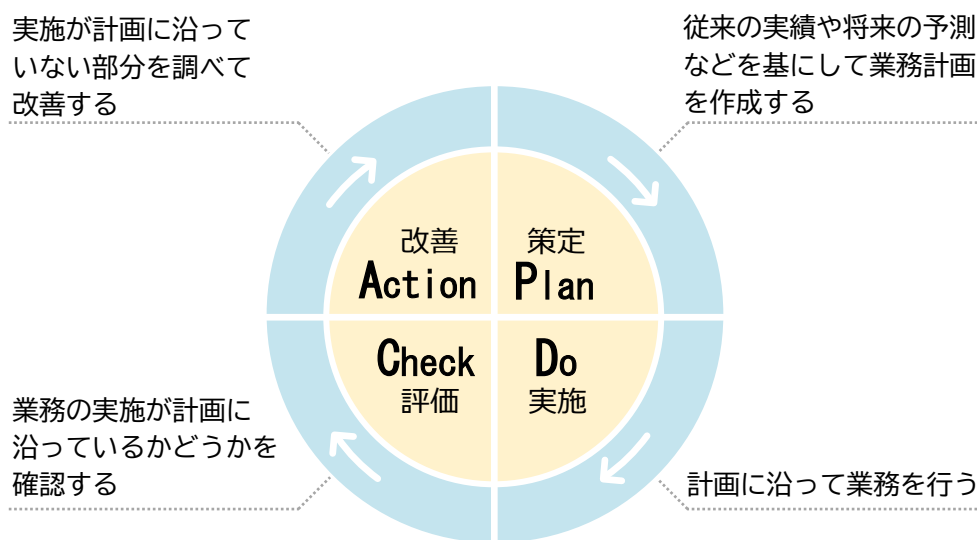
本計画や子ども・子育て支援に関する施策の実施及び評価等について、「(仮称) 大垣市子ども・子育て会議」において審議します。

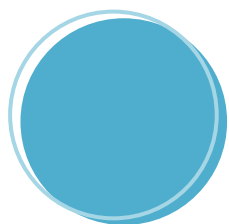
2 計画の進行管理

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進するため、評価指標及び目標値を別に定め、その進捗状況について、「(仮称) 大垣市子ども・子育て会議」において、年度ごとに点検・評価を行います。

なお、評価の段階で、本計画の内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて見直しを検討します。

PDCAサイクルのイメージ





資料

1 子育て支援に関するアンケート等

本計画の策定に向け、その基礎資料として子育てに関する意向等を把握するため、各種アンケート等を実施しました。

(1) 子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）

① 調査内容

子育て支援のための施策やサービスの利用状況等のニーズ、重要度・満足度等について ほか

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,600通	721通	45.1%
小学生の保護者	1,600通	686通	42.9%
合計	3,200通	1,407通	44.0%

③ 調査期間

令和5年11月1日～令和5年11月17日

(2) こどもの生活状況調査

① 調査内容

学校生活・生活習慣、自分の思いや気持ち、生活の満足度、放課後の過ごし方、習いごとについて ほか

② 調査対象者と回収状況

対 象		配布数	回収数	回収率
子ども	小学5年生	500通	240通	48.0%
	中学2年生	500通	200通	40.0%
	合計	1,000通	440通	44.0%
保護者	小学1年生の保護者	500通	273通	54.6%
	小学5年生の保護者	500通	278通	55.6%
	中学2年生の保護者	500通	264通	52.8%
	合計	1,500通	815通	54.3%

③ 調査期間

令和5年11月1日～令和5年11月17日

(3) 子育て支援に関するアンケート（16歳以上対象）

① 調査内容

子どもの居場所、子育て支援施策の満足度・重要度について

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
16歳以上の市民	800通	282通	35.3%

③ 調査期間

令和6年1月29日～令和6年2月13日

(4) こどもの居場所アンケート

① 調査内容

子どもの居場所について

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
小学3～4年生	696通	646通	92.8%
小学5～6年生	801通	723通	90.3%
中学生	1,676通	1,337通	79.8%
合計	3,173通	2,706通	85.3%

③ 調査期間

令和5年9月19日～令和5年10月6日

(5) こどものための取組についてのアンケート

① 調査内容

子どもの権利、少子化対策について ほか

② 調査対象者と回答状況

調査対象者 市内在住・在学の小中学生及び高校生

回答状況 2,598件（小学生 1,248、中学生 415、高校生 935）

③ 調査期間

令和6年7月1日～令和6年7月20日

(6) こどもまんなか意見交換会

① テーマ

子どもの居場所、子どもの権利、少子化対策について ほか

② 対象者

市内在住・在学の中学生及び高校生（中学生4人、高校生10人）

③ 実施日

令和6年8月7日

(7) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、大垣市パブリック・コメント手続要綱に基づくパブリック・コメントを実施し、計画案を広く市民に公表して意見等を求めました。

① 実施期間

令和6年12月●日～令和7年1月●日

② 意見提出件数

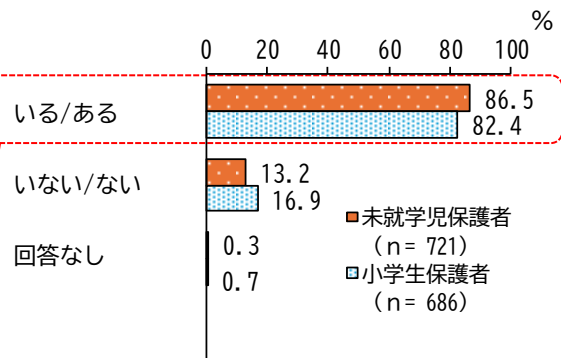
●件（●人）

2 アンケート結果

(1) 子育てに関する相談先 未就学児保護者、小学生保護者の回答

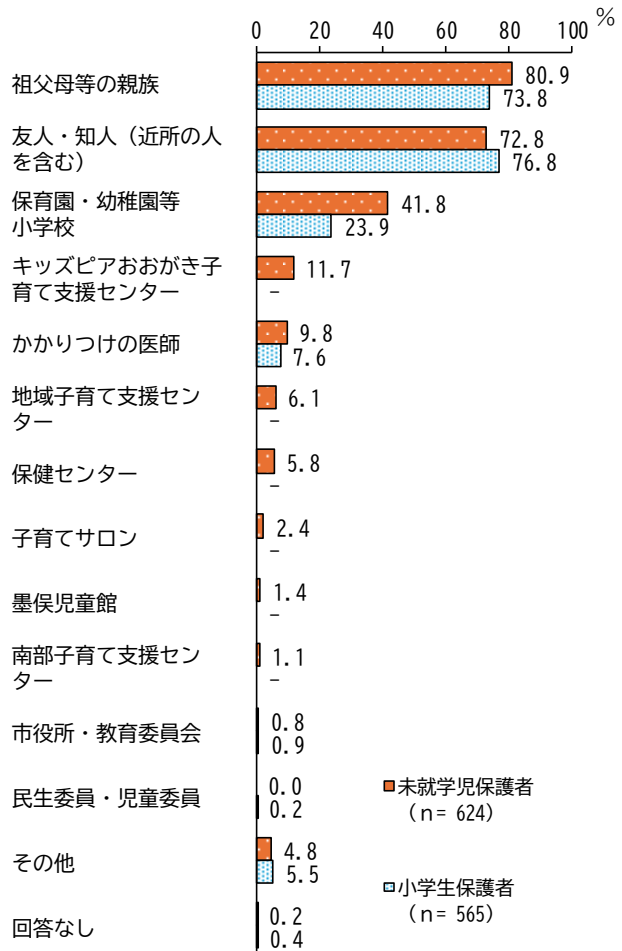
<子育て・教育に関する悩みや不安を気軽に相談できる人や場所>

未就学児の保護者も小学生の保護者も相談できる人や場所が「いる/ある」が80%以上となっています。一方で、「いない/ない」も10%を超えています。



<子育て・教育に関する悩みや不安を気軽に相談できる先> (「いる/ある」の内訳)

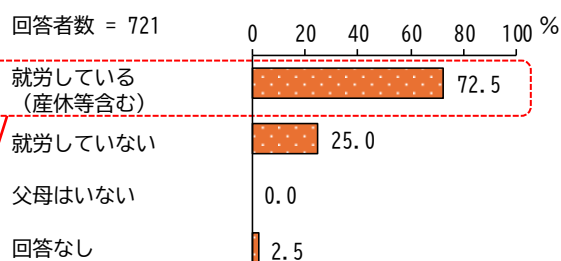
子育てや教育に関する相談は、未就学児の保護者も小学生の保護者も、祖父母等の親族や友人・知人が70%を超えています。保育園・幼稚園等や小学校も比較的高い傾向にありますが、市役所や教育委員会は1%未満となっています。



(2) 母親の就労状況と未就学児の入園状況 未就学児保護者の回答

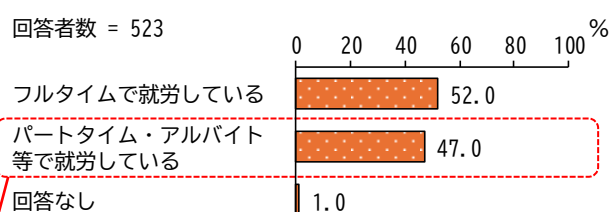
<母親の就労状況>

「就労している（産休等含む）」が72.5%、「就労していない」が25.0%となっています。



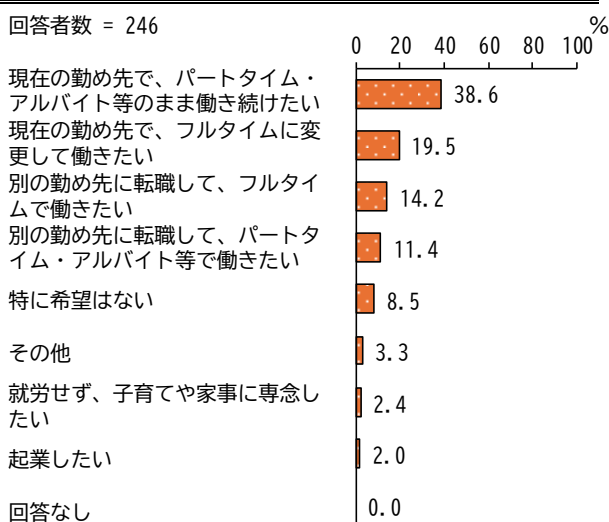
<母親の就労形態>（「就労している」72.5%の内訳）

「フルタイムで就労している」が52.0%、「パートタイム・アルバイト等で就労している」が47.0%となっています。



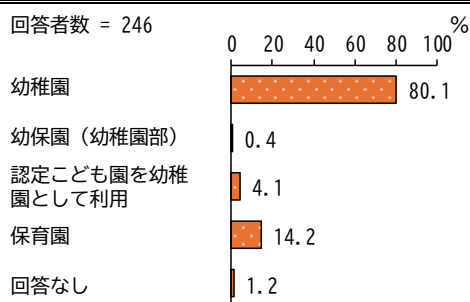
<母親の今後希望する働き方>（「パートタイム・アルバイト等で就労している」47.0%の内訳）

パートタイム・アルバイト等で働いている母親のうちフルタイムで働きたいとの希望は33.7%となっています。



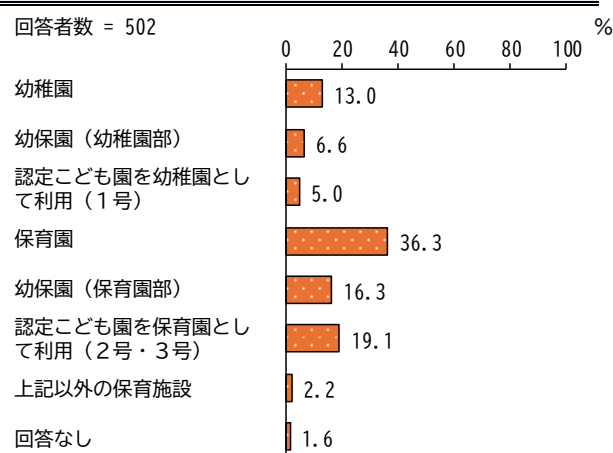
<入園状況>

（「パートタイム・アルバイト等で就労している」47.0%の内訳）



<未就学児の入園状況>

幼稚園の利用者が24.6%、保育園の利用者が71.7%となっています。

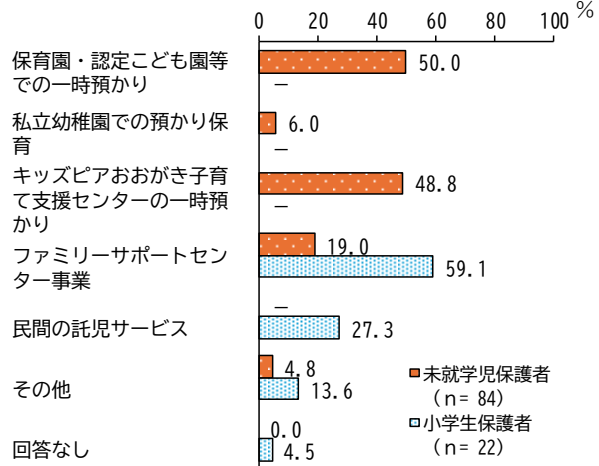


(3) 保護者に用事があるときの「一時預かり」

未就学児保護者、小学生保護者の回答

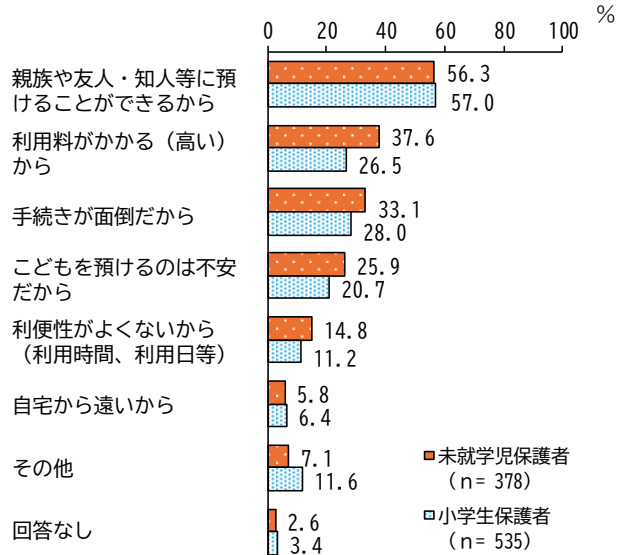
<利用した一時預かり支援サービス>

未就学児の保護者では、保育園等での一時預かりの利用者が50%、キッズピアおおがき子育て支援センターでの一時預かりが48.8%となっており、小学生の保護者では、ファミリーサポートセンター事業が59.1%となっています。



<一時預かり支援サービスを利用しない理由>

一時預かりサービスを利用しない理由については、未就学児の保護者も小学生の保護者も、「親族や友人等に預けることができる」が55%を超えており、利用料が高いことや手続きが面倒、子どもを預けることが不安といった回答が高くなっています。



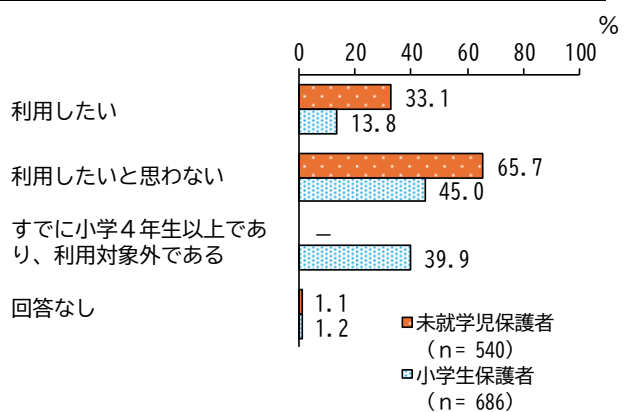
(4) 子どもの病気やけが等の際の対応方法

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<「病児保育」の利用希望>

「利用したい」が、未就学児の保護者では33.1%、小学生の保護者では13.8%となっています。

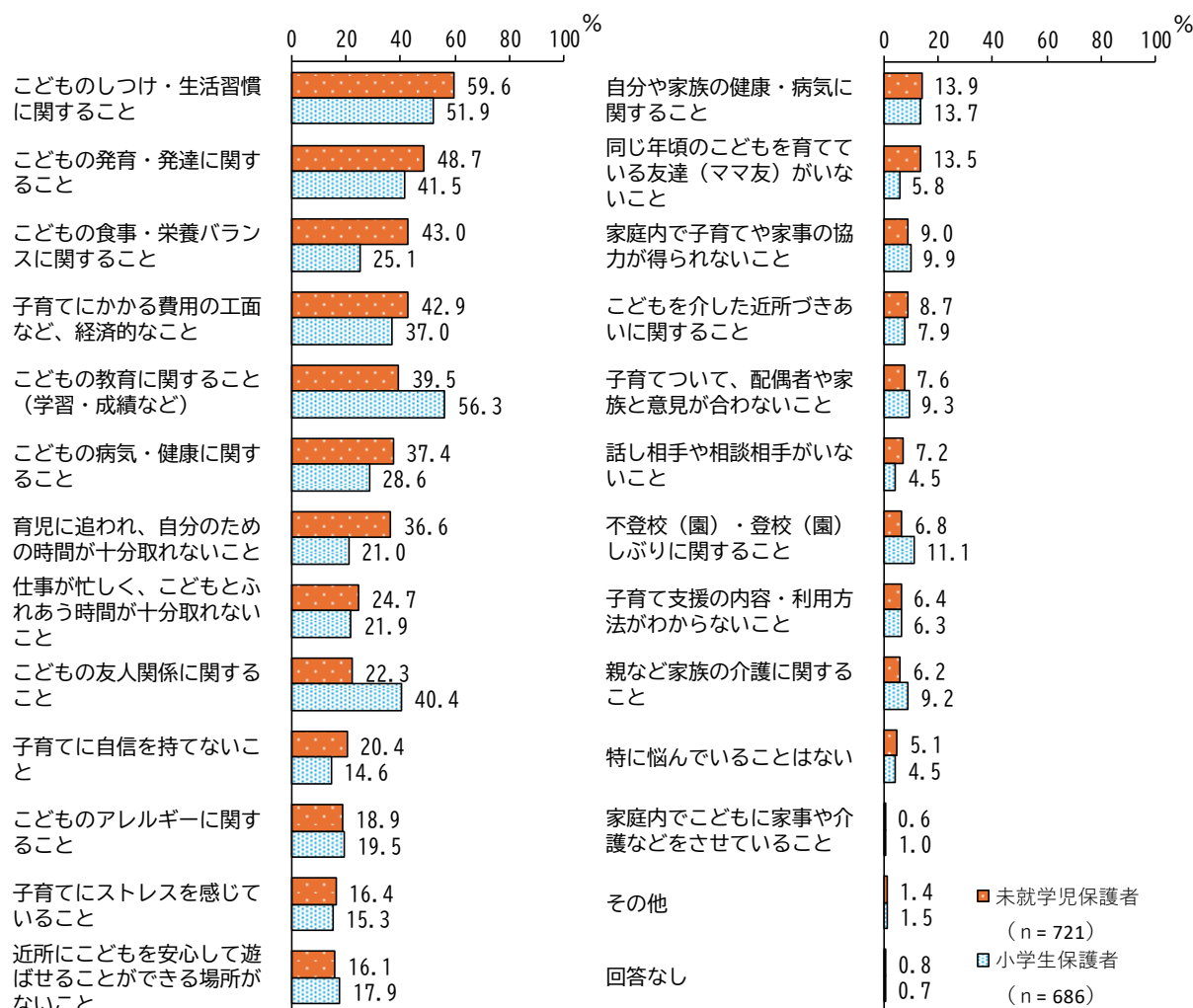
「利用したいとは思わない」は、未就学児の保護者では65.7%、小学生の保護者では45.0%となっており、その理由として、「祖父母等の親族に預けることができるから」、「利用料がかかるから」、「利用手続きが面倒だから」などが挙げられています。



(5) 子育てに関する悩み等について 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育てに関する悩み、気になることについて>

未就学児の保護者では「子どものしつけ・生活習慣に関すること」、小学生の保護者では「子どもの教育に関すること（学習・成績など）」が最も高くなっています。



(6) いじめ及び不登校について 小学生、中学生の回答

<いじめられたり休んだりしたか>

いじめられたことが「よくあった」、「時々あった」と回答した小学5年生は13.3%、中学2年生は12.5%で1割以上となっています。また、病気以外で1か月以上学校を休んだことが「よくあった」、「時々あった」と回答した小学5年生は1.7%、中学2年生は3.5%となっています。

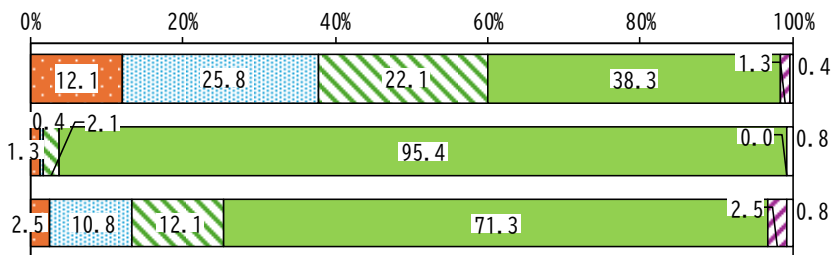
小学5年生

回答者数 = 240

学校に行きたくないと思った

1か月以上学校を休んだ
(病気の時を除く)

いじめられた



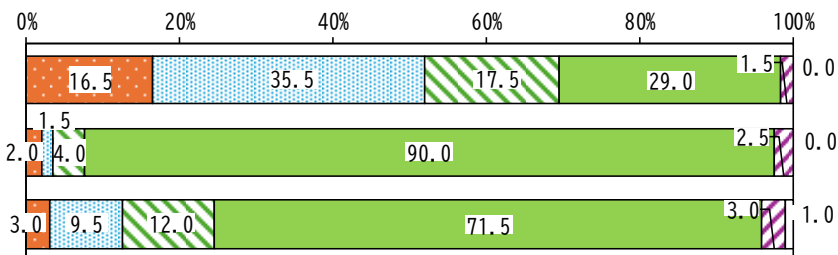
中学2年生

回答者数 = 200

学校に行きたくないと思った

1か月以上学校を休んだ
(病気の時を除く)

いじめられた



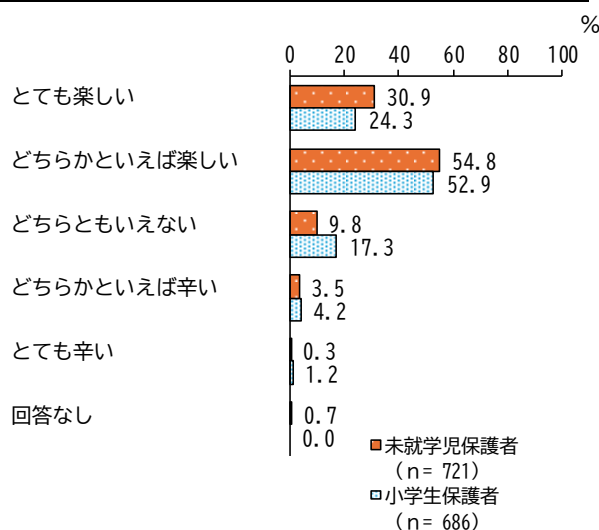
- よくあった
- 時々あった
- あまりなかった
- なかった
- わからない・答えたくない
- 回答なし

(7) 子育てに関する意識について 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育てにおける楽しさについて>

未就学児の保護者では「どちらかといえば楽しい」、「とても楽しい」を合わせて85.7%、一方、「どちらかといえば辛い」、「とても辛い」を合わせて3.8%となっています。

小学生の保護者では「どちらかといえば楽しい」、「とても楽しい」を合わせて77.2%、一方、「どちらかといえば辛い」、「とても辛い」を合わせて5.4%となっています。

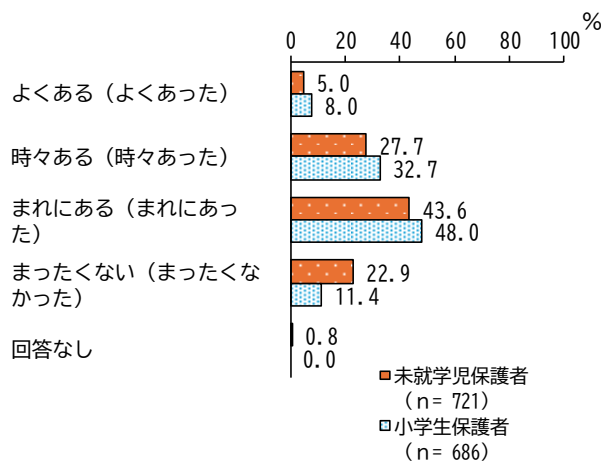


<子どもの心を傷つけてしまうような叱り方や発言の有無>

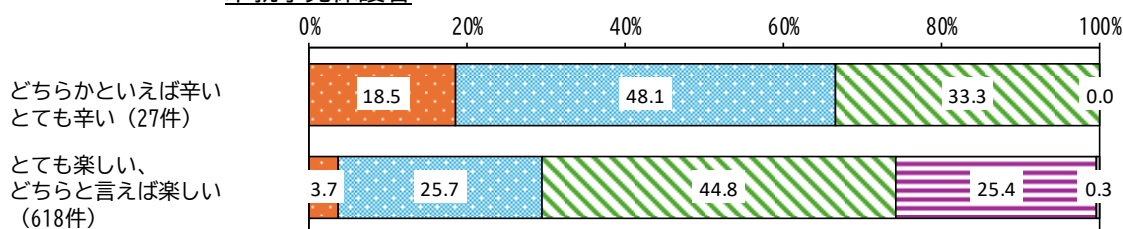
未就学児の保護者では「まれにある(まれにあった)」が43.6%、「時々ある(時々あった)」が27.7%、「よくある(よくあった)」が5.0%となっています。

小学生の保護者では「まれにある(まれにあった)」が48.0%、「時々ある(時々あった)」が32.7%、「よくある(よくあった)」が8.0%となっています。

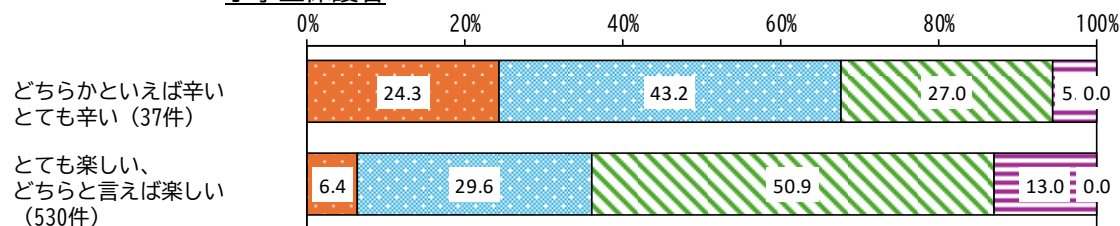
子育てが辛いと思う人のほうが、子どもの心を傷つけてしまうような叱り方や発言になりやすい傾向にあります。



未就学児保護者



小学生保護者



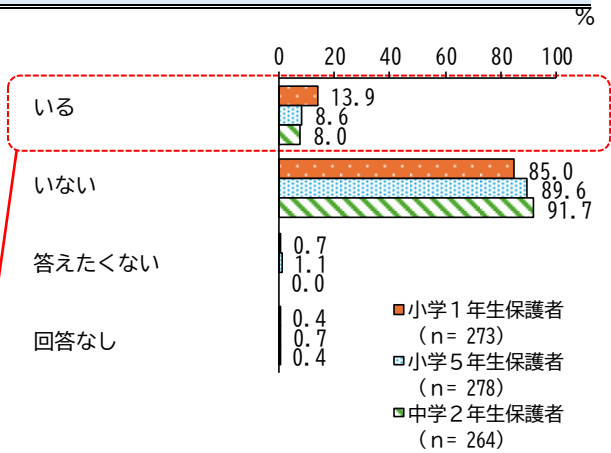
- こどもの心を傷つけてしまう叱り方がよくある(よくあった)
- こどもの心を傷つけてしまう叱り方が時々ある(時々あった)
- こどもの心を傷つけてしまう叱り方がまれにある(まれにあった)
- こどもの心を傷つけてしまう叱り方はまったくない(まったくなかった)
- 回答なし

(8) ヤングケアラーについて

小学生保護者、中学生保護者の回答

<家族の中に子どもがお世話をしている人の有無について>

小学1年生の保護者では「いる」が13.9%、小学5年生の保護者では8.6%、中学2年生の保護者では8.0%となっています。

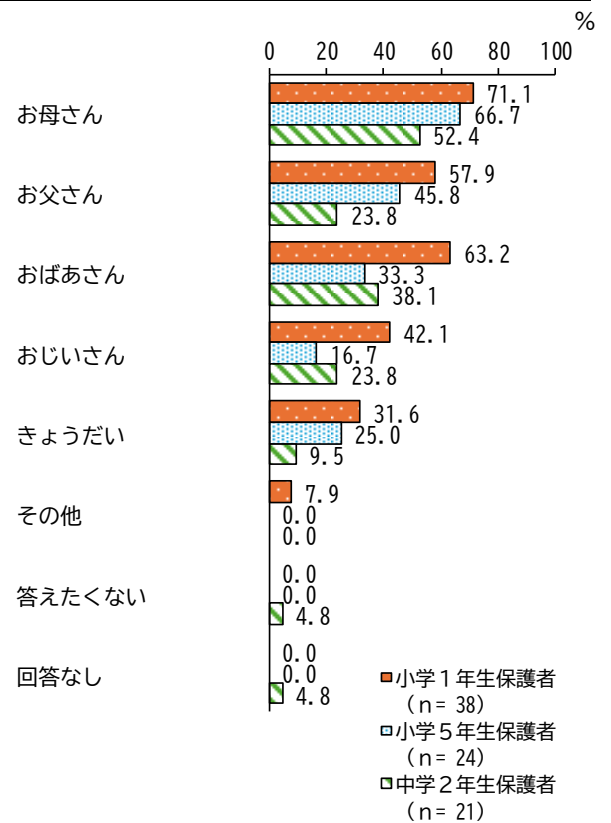


<子どもがお世話をしている人は> (「いる」小学1年生の保護者13.9%、小学5年生の保護者8.6%、中学2年生の保護者8.0%の内訳)

小学1年生の保護者では「お母さん」が最も高く71.1%、次いで、「おばあさん」が63.2%、「お父さん」が57.9%となっています。

小学5年生の保護者では「お母さん」が最も高く66.7%、次いで、「お父さん」が45.8%、「おばあさん」が33.3%となっています。

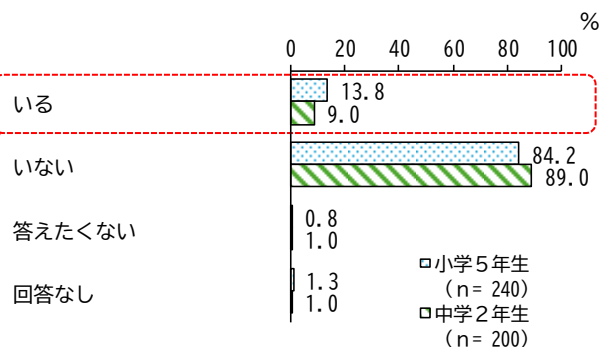
中学2年生の保護者では「お母さん」が最も高く52.4%、次いで、「おばあさん」が38.1%、「お父さん」「おじいさん」が23.8%となっています。



小学生、中学生の回答

<家族の中にお世話をしている人の有無について>

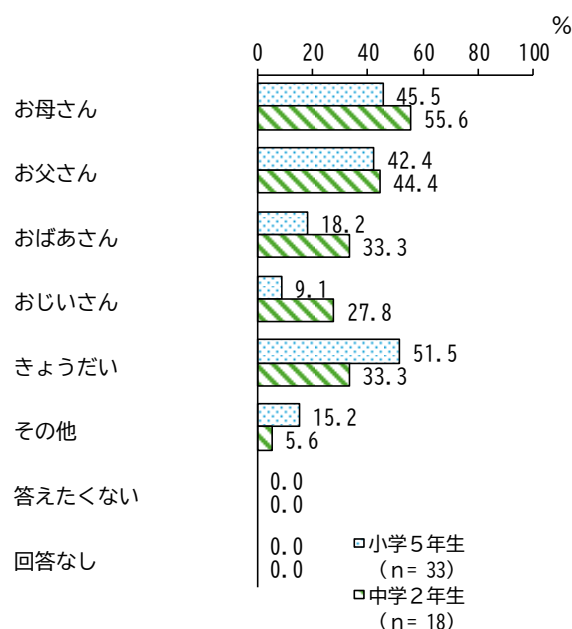
小学5年生では「いる」が13.8%となっており、中学2年生では「いる」が9.0%となっています。



<お世話をしている人は> (「いる」小学5年生13.8%、中学2年生9.0%の内訳)

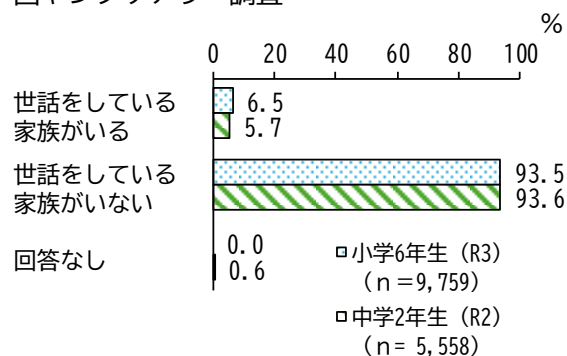
小学5年生では「きょうだい」が最も高く51.5%、次いで、「お母さん」が45.5%、「お父さん」が42.4%、「おばあさん」が18.2%、「おじいさん」が9.1%となっています。

中学2年生では「お母さん」が最も高く55.6%、次いで、「お父さん」が44.4%、「おばあさん」、「きょうだい」が33.3%、「おじいさん」が27.8%となっています。



<参考>

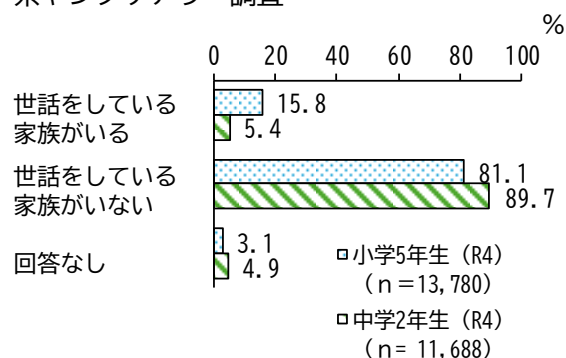
国ヤングケアラー調査



資料：厚生労働省

- ・「小学生の生活についてのアンケート調査」(令和3年度実施)
- ・「中高生の生活実態に関する調査」(令和2年度実施)

県ヤングケアラー調査



資料：岐阜県

- ・「小学生の生活実態に関するアンケート調査」
- ・「中高生の生活実態に関するアンケート調査」(いずれも令和4年度実施)

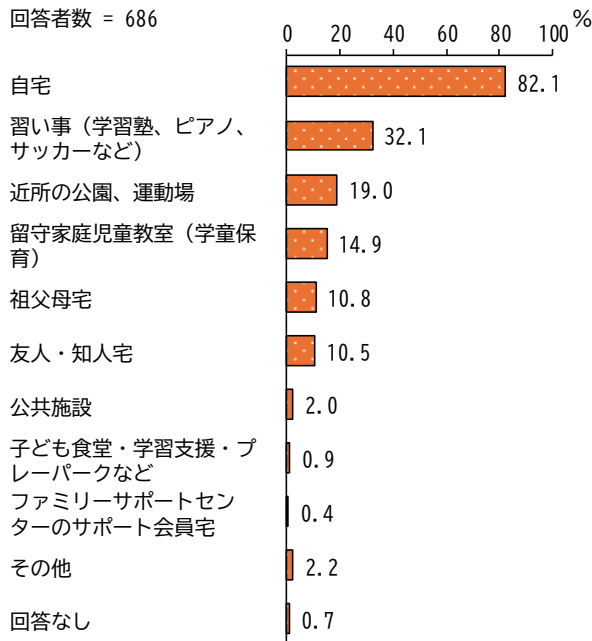
(9) 居場所について

小学生保護者の回答

<現在の放課後の過ごし方>

小学生の保護者では「自宅」が最も高く82.1%、次いで、「習い事（学習塾、ピアノ、サッカーなど）」が32.1%、「近所の公園、運動場」が19.0%、「留守家庭児童教室（学童保育）」が14.9%、「祖父母宅」が10.8%となっています。

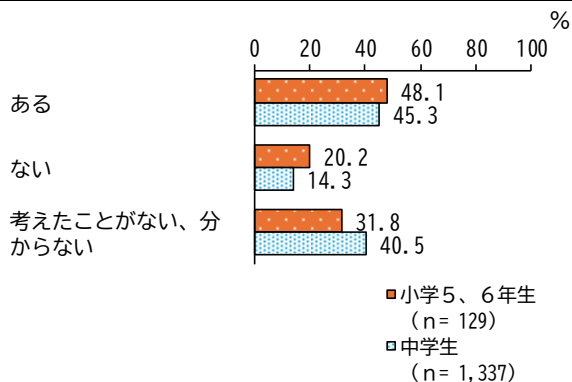
回答者数 = 686



小学生、中学生の回答

<家や学校以外に行く場所（居場所）の有無について>

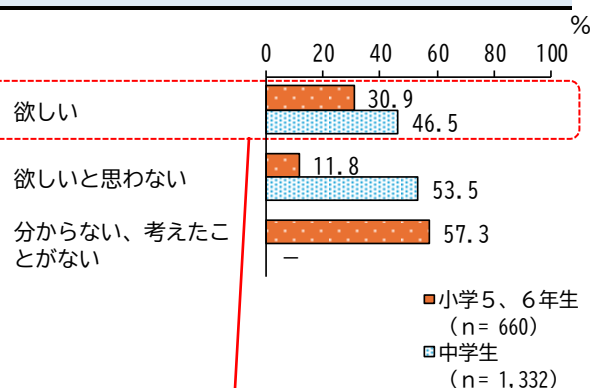
小学5、6年生も中学生も「ある」が最も高く40%を超えています。次いで、「考えたことがない、分からない」、「ない」となっています。



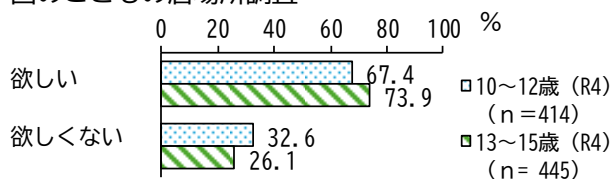
<居場所が欲しいか否かについて>

小学5、6年生では「分からない、考えたことがない」が最も高く57.3%、次いで、「欲しい」が30.9%、「欲しいと思わない」が11.8%となっています。

中学生では「欲しい」が46.5%、「欲しいと思わない」が53.5%となっています。「欲しいと思わない」理由として、多くの中学生が「家や学校に居たいから」と回答しています。



<参考> 国のこどもの居場所調査

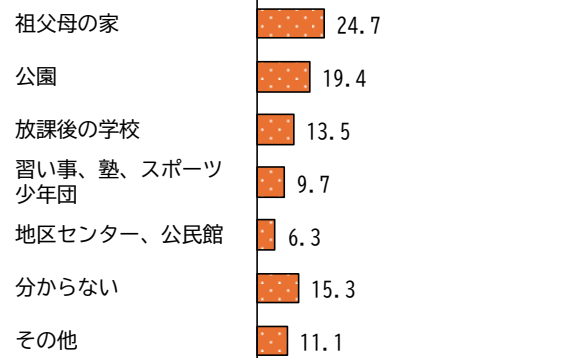


資料：こども家庭庁
・「こどもの居場所に関するアンケート調査」(令和4年度実施)

<居場所が欲しいとの回答で、どこに行きたいかについて> (「居場所が欲しい」小学5、6年生30.9%、中学生46.5%の内訳)

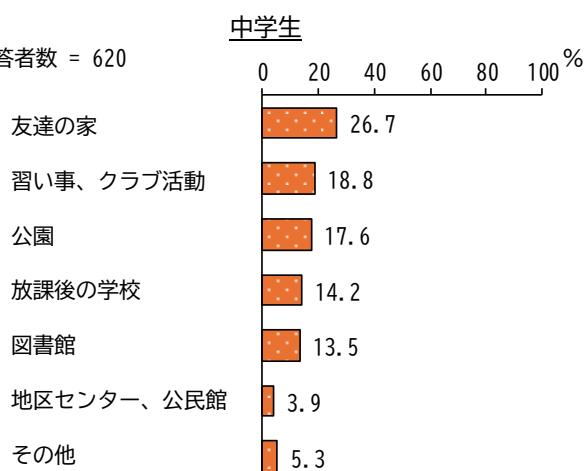
小学5、6年生では「祖父母の家」が最も高く24.7%、次いで、「公園」が19.4%、「分からない」が15.3%となっています。

回答者数 = 204



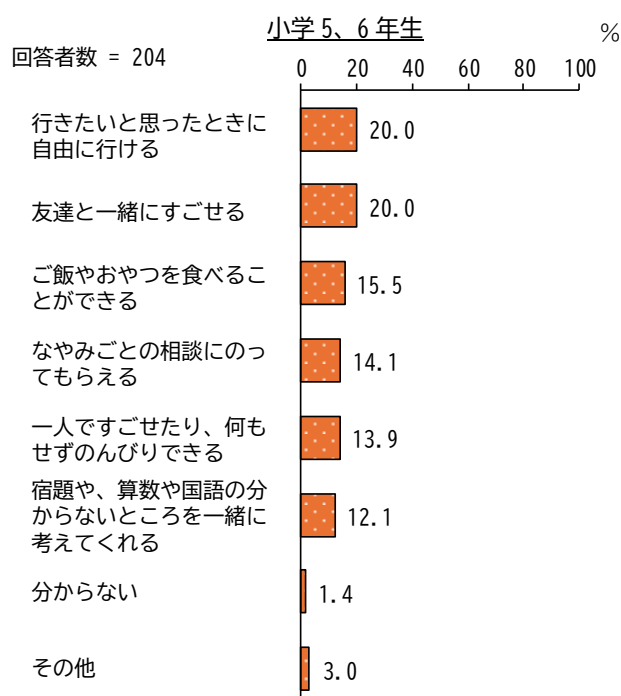
中学生では「友達の家」が最も高く26.7%、次いで、「習い事、クラブ活動」が18.8%、「公園」が17.6%となっています。

回答者数 = 620



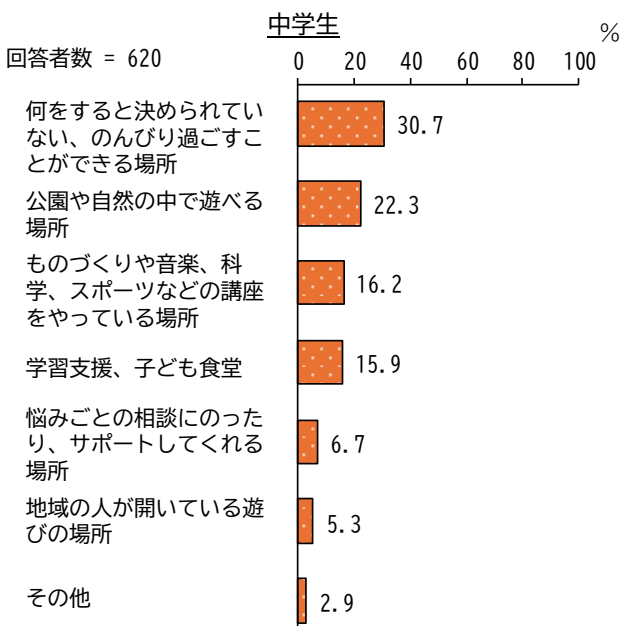
<居場所が欲しいとき、どんなことをしている場所に行きたいかについて>（「居場所が欲しい」小学5、6年生30.9%、中学生46.5%の内訳）

小学5、6年生では「行きたいと思った時に自由に行ける」、「友達と一緒に過ごすことができる場所」が最も高く20.0%、次いで、「ご飯やおやつを食べることができる場所」が15.5%、「なやみごとの相談にのってもらえる場所」14.1%となっています。



中学生では「何をすると決められていない、のんびり過ごすことができる場所」が最も高く30.7%、次いで、「公園や自然の中で遊べる場所」が22.3%、「ものづくりや音楽、科学、スポーツなどの講座をやっている場所」が16.2%となっています。

このことから、子ども達から多様な居場所が求められていることがうかがえます。

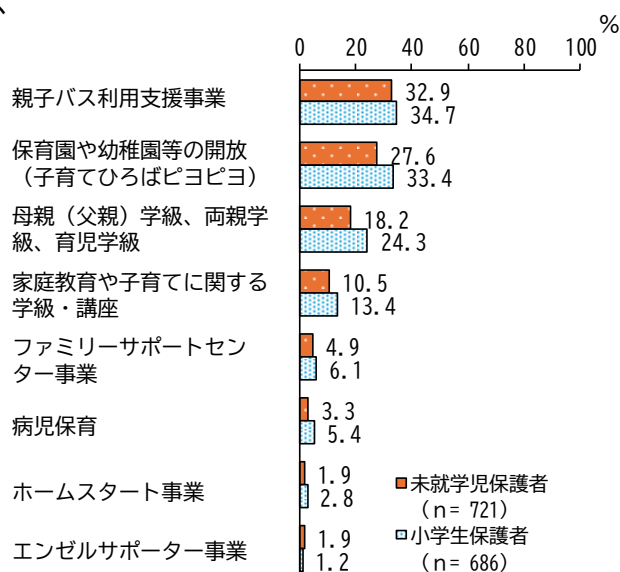


(10) 子育て支援サービスの利用状況

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<利用したことのある子育て支援サービス>

未就学児の保護者も小学生の保護者も、親子バス利用支援事業の利用率が最も高く、次いで保育園や幼稚園等の開放が高くなっています。

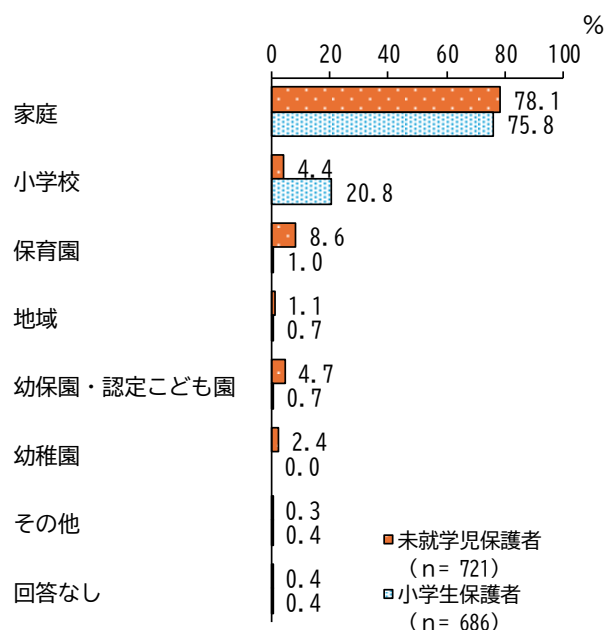


(11) 子どもの育ちをめぐる環境について

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育て・教育にもっとも影響すると思われる環境>

未就学児の保護者も小学生の保護者も家庭が最も高く、75%を超えており、家庭教育が重要という意識がうかがえます。

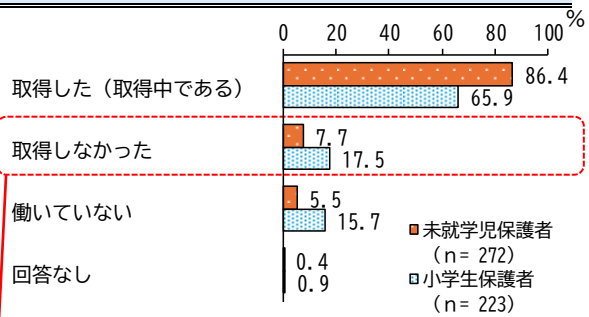


(12) 父母の育児休業の取得状況 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<母親の育児休業の取得状況>

未就学児の保護者では「取得した（取得中である）」が86.4%、「取得しなかった」が7.7%となっています。

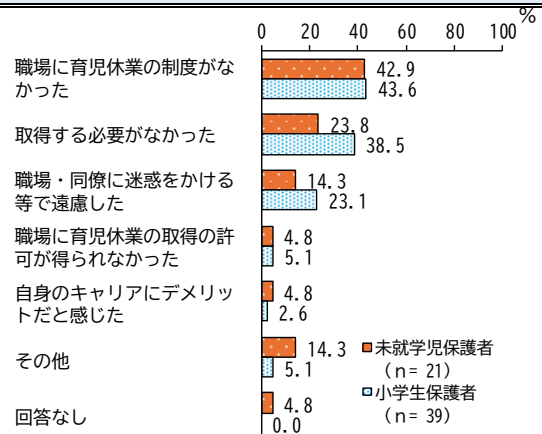
小学生の保護者では「取得した（取得中である）」が65.9%、「取得しなかった」が17.5%となっています。



<母親の育児休業を取得しなかった理由>（「取得しなかった」未就学児の保護者7.7%、小学生の保護者17.5%の内訳）

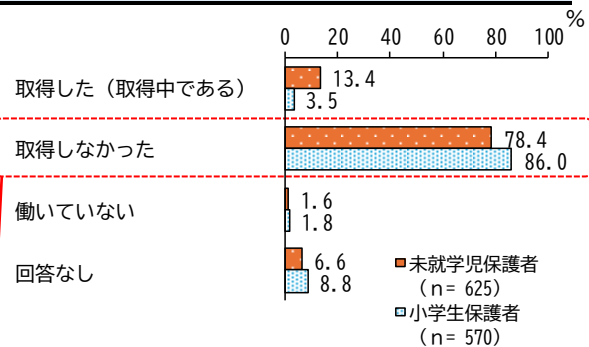
未就学児の保護者では「職場に育児休業の制度がなかった」が42.9%、「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」が14.3%となっています。

小学生の保護者では「職場に育児休業の制度がなかった」が43.6%、「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」が23.1%となっています。



<父親の育児休業の取得状況>

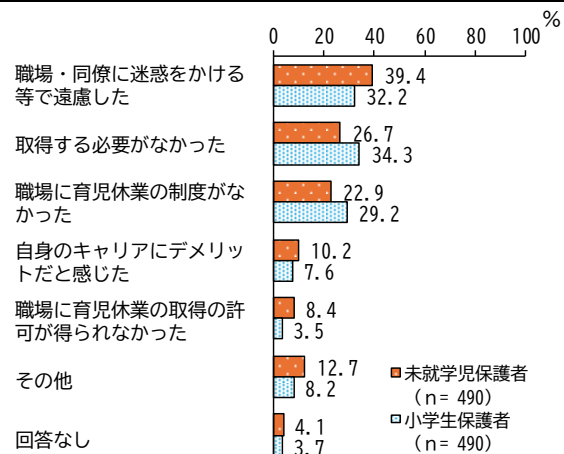
「取得しなかった」と回答した未就学児の保護者は78.4%、小学生の保護者は86.0%となっています。



<父親の育児休業を取得しなかった理由>（「取得しなかった」未就学児の保護者78.4%、小学生の保護者86.0%の内訳）

未就学児の保護者では「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」が39.4%、「取得する必要がなかった」が26.7%、「職場に育児休業の制度がなかった」が22.9%となっています。

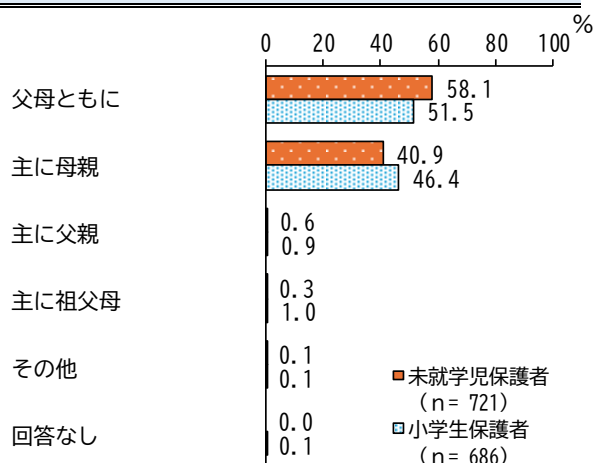
小学生の保護者では「取得する必要がなかった」が34.3%、「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」が32.2%、「職場に育児休業の制度がなかった」が29.2%となっています。



(13) 父親の育児の状況 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<お子さんの子育て・教育を主に行っている>

未就学児の保護者も小学生の保護者も「父母ともに」が50%を超えていますが、「主に母親」も40%を超えています。多くの家庭で、母親に育児負担が偏っていることがうかがえます。

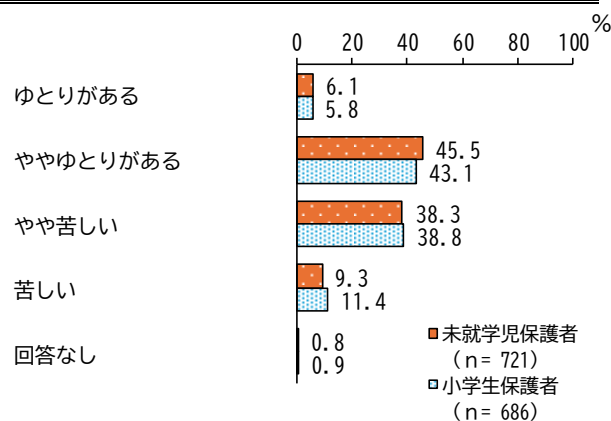


(14) 子どもの生活状況

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<世帯における現在の暮らし向きについて>

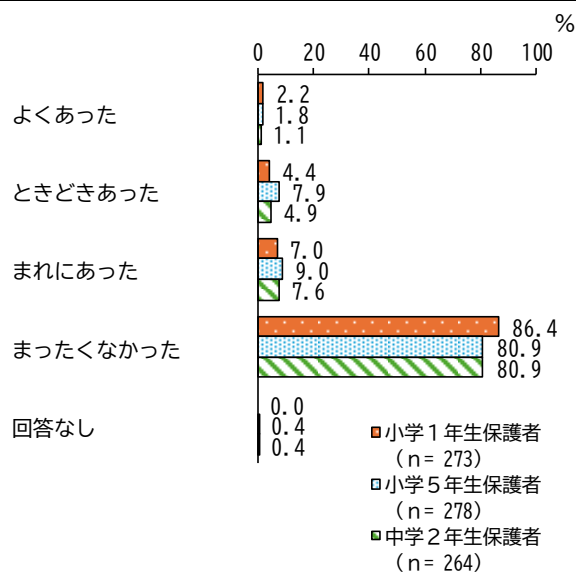
未就学児の保護者も小学生の保護者も「やや苦しい」が38%を超えており、「苦しい」が10%程度となっています。



小学生保護者、中学生保護者の回答

<家族が必要とする食料を買えないことについて>

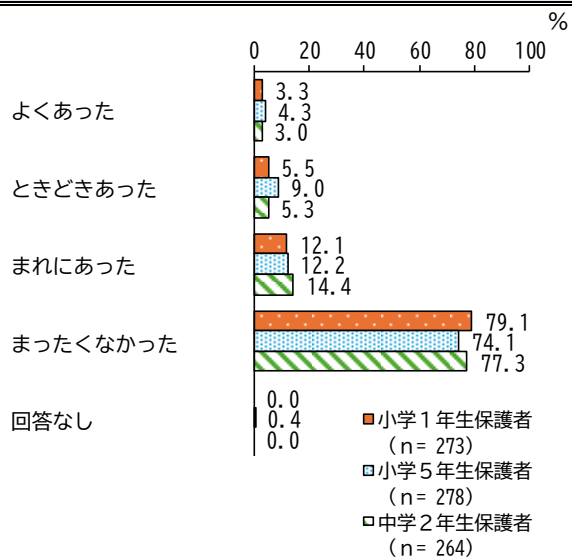
「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の3つの回答を合わせた割合は、小学1年生の保護者が13.6%、小学5年生の保護者が18.7%、中学2年生の保護者が13.6%となっています。



小学生保護者、中学生保護者の回答

<家族が必要とする衣料を買えないことについて>

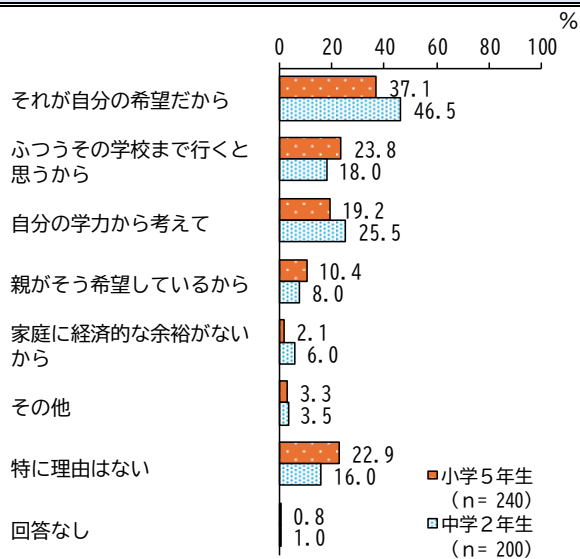
「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の3つの回答を合わせた割合は、小学1年生の保護者が20.9%、小学5年生の保護者が25.5%、中学2年生の保護者が22.7%となっています。



小学生、中学生の回答

<現実的な将来の進学について>

現実的な将来の進学について、「家庭に経済的な余裕がない」を理由としている小学5年生は2.1%、中学2年生は6.0%となっています。

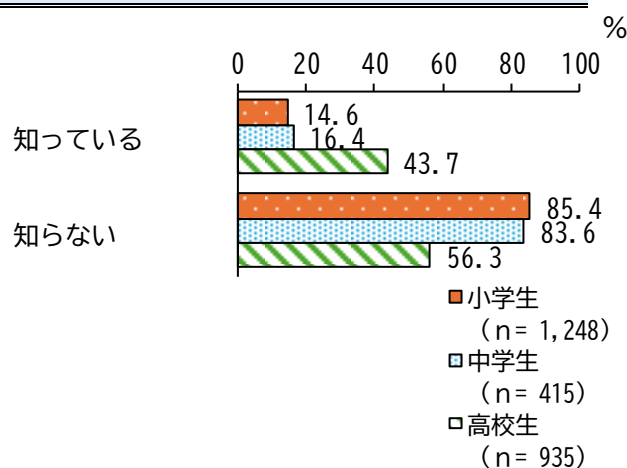


(15) 子どものための取組について

小学生、中学生、高校生の回答

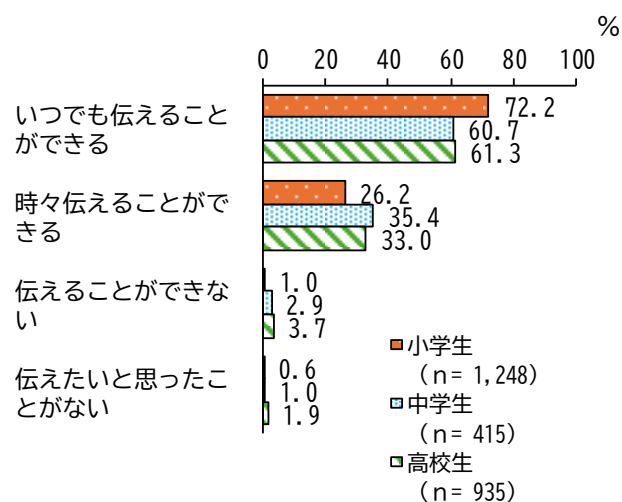
<児童の権利に関する条約の認知度>

小学生では「知っている」が14.6%、「知らない」が85.4%となっています。
 中学生では「知っている」が16.4%、「知らない」が83.6%となっています。
 高校生では「知っている」が43.7%、「知らない」が56.3%となっています。
 子どもの権利についての認知度が低いことがうかがえます。



<親に自分の気持ちや考えを伝えることができるか>

小学生、中学生、高校生のいずれも「いつでも伝えることができる」が最も高く、次いで「時々伝えることができる」となっています。



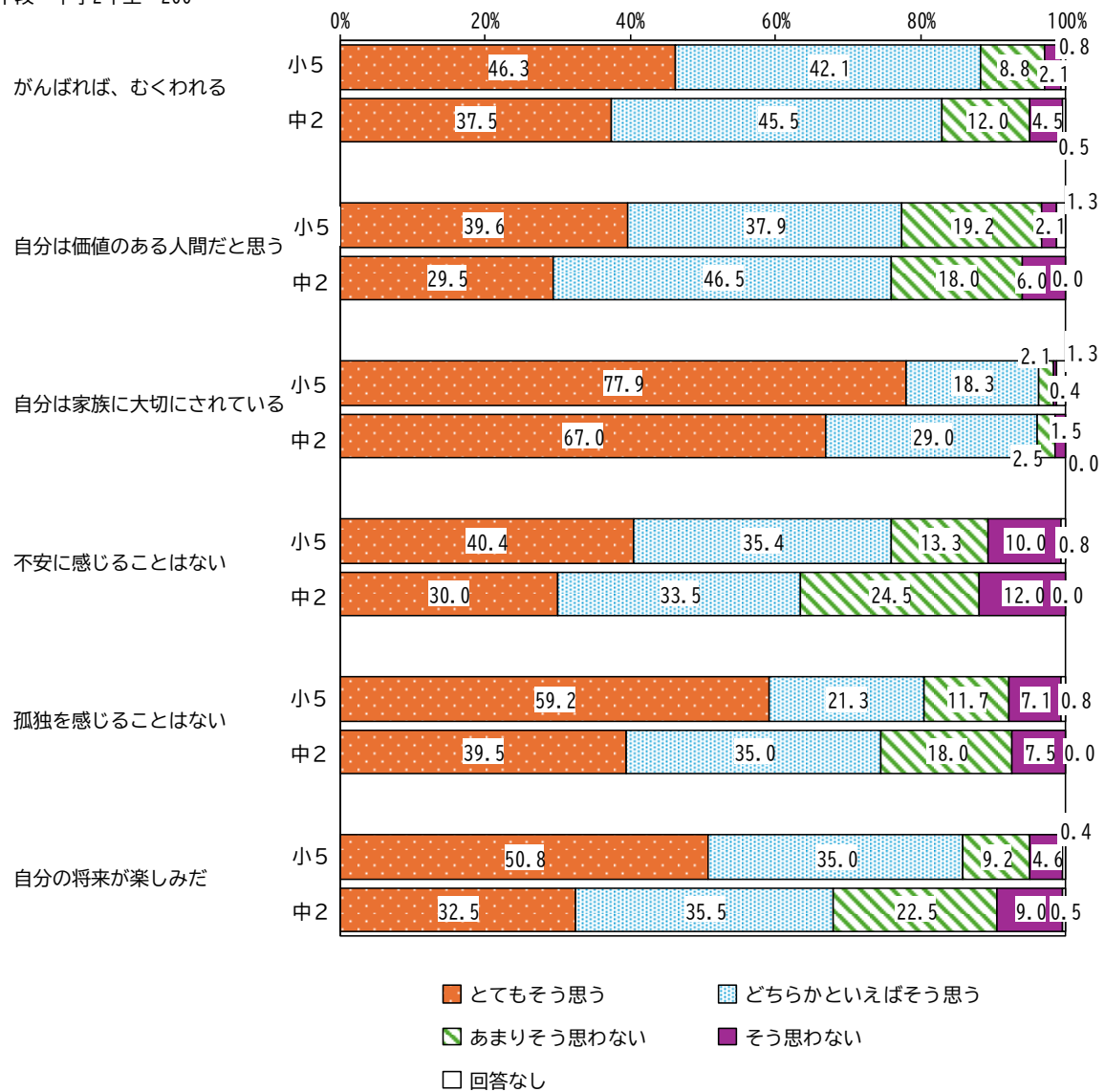
(16) 子どもの思いについて 小学生、中学生の回答

<思いや気持ち>

思いや気持ちについて、小学5年生の96.2%、中学2年生の96.0%が「自分は家族に大切にされている」と回答しています。

「がんばれば、むくわれる」ということについて、小学5年生の88.4%、中学2年生の83.0%が“そう思う”と回答しています。また、「自分の将来が楽しみだ」ということについて、小学5年生の85.8%、中学2年生の68.0%が“そう思う”と回答しています。

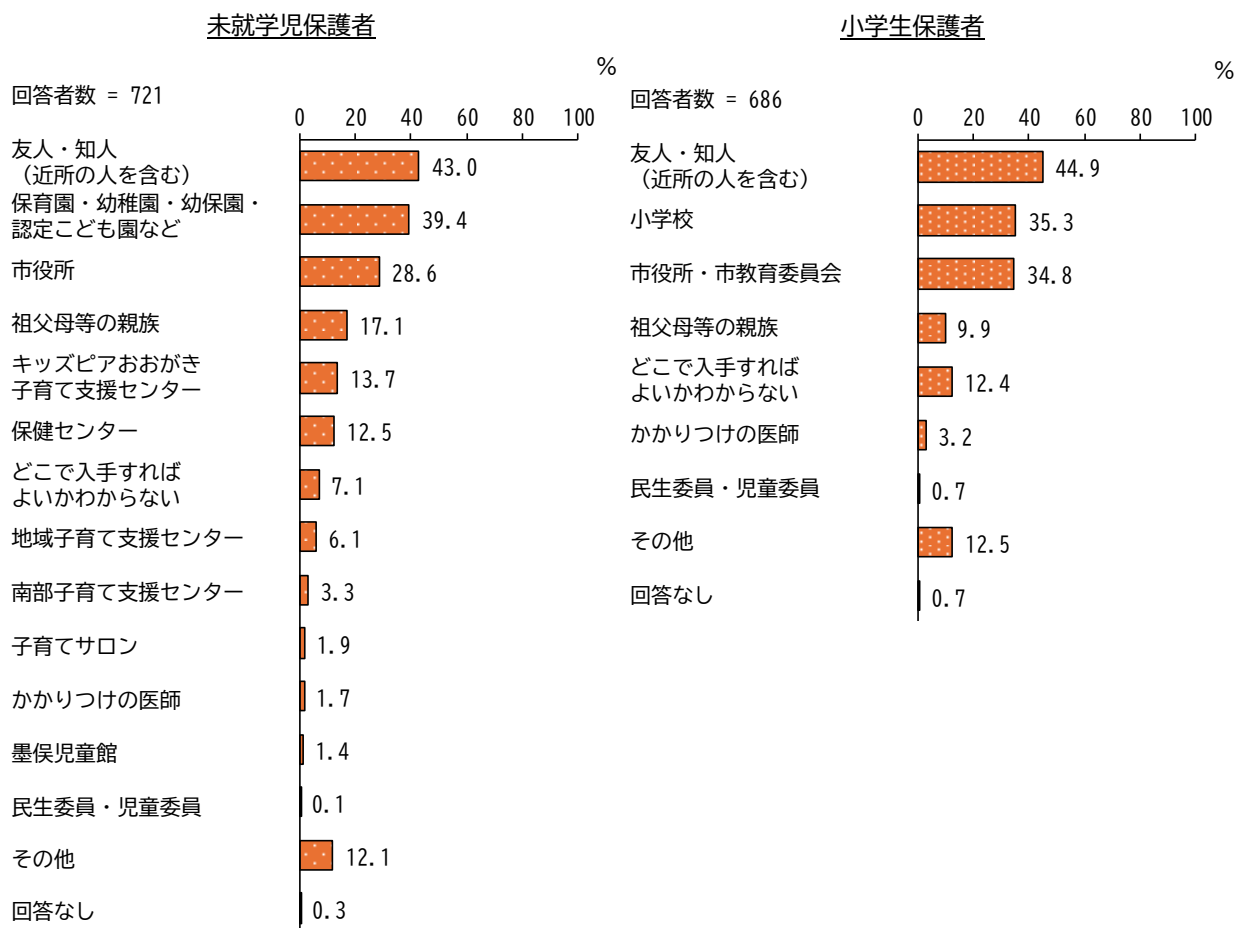
上段 小学5年生=240
下段 中学2年生=200



(17) 情報の入手先について 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育てに関する情報入手先>

「どこで入手すればよいかわからない」は未就学児の保護者で7.1%、小学生の保護者で12.4%となっており、必要な人に必要な情報を届けることが求められます。

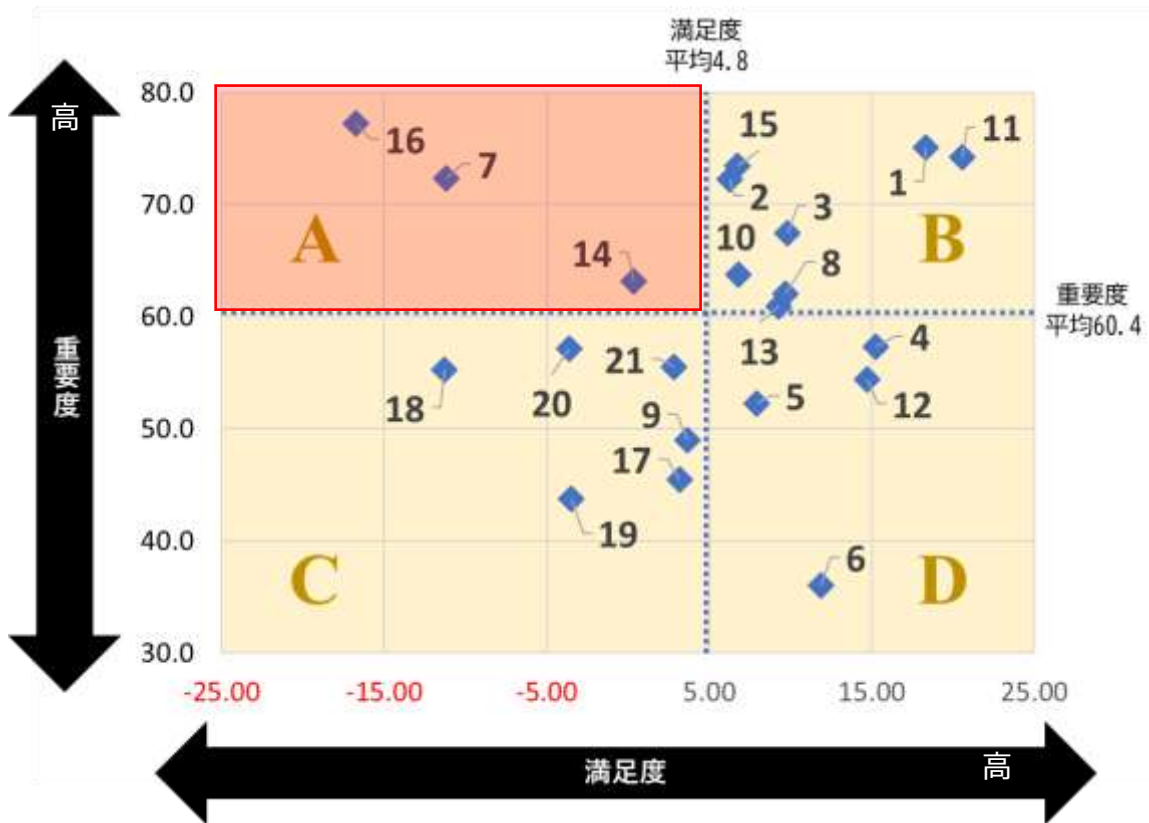


(18) 子ども・子育て支援施策における満足度と重要度の相関

【小学生以下の子どもがいる保護者】

満足度と重要度の相関図において、Aを重要改善項目、Bを重要維持項目、Cを改善項目、Dを維持項目としています。

満足度が平均より低く、重要度が平均より高い「Aの重要改善項目」として、小学生以下の子どもがいる保護者の回答では、「16. 子育てと仕事が両立できる環境づくり」、「7. 経済的支援の充実」、「14. 子育てを支える人材等の育成」となっています。



施策項目	区分	満足度指数	重要度指数
1 保育・幼児教育の充実	B	18.34	75.13
2 こどもの居場所の提供	B	6.27	72.22
3 こどもの体験・学びの場の提供	B	9.83	67.42
4 子育て支援拠点の充実	D	15.23	57.34
5 相談・情報提供体制の充実	D	7.90	52.23
6 子育て講座・家庭教育等の充実	D	11.86	36.03
7 経済的支援の充実	A	-11.16	72.36
8 子育て支援サービスの充実	B	9.69	62.07
9 特に配慮を要する家庭への支援の充実	C	3.68	49.01
10 児童虐待防止対策の推進	B	6.80	63.76
11 小児医療の提供体制の確保・充実	B	20.54	74.20
12 母子保健の充実	D	14.73	54.37
13 発達支援体制の充実	B	9.26	60.93
14 子育てを支える人材等の育成	A	0.36	63.12
15 安心して子育てできる環境づくり	B	6.71	73.48
16 子育てと仕事が両立できる環境づくり	A	-16.71	77.27
17 子育て世代の定住促進	C	3.17	45.48
18 少子化対策の推進	C	-11.33	55.27
19 「子育てをみんなで支える」機運の醸成	C	-3.50	43.79
20 こどもの貧困対策	C	-3.64	57.18
21 こどもの権利・意見の尊重	C	2.84	55.51
平均値		4.80	60.39

表の説明

各回答を次のとおり点数化し、合計点数を回答者数で除し数値化。

満足度と重要度について、

《満足度》

満足100、やや満足50、普通0、やや不満-50、不満-100

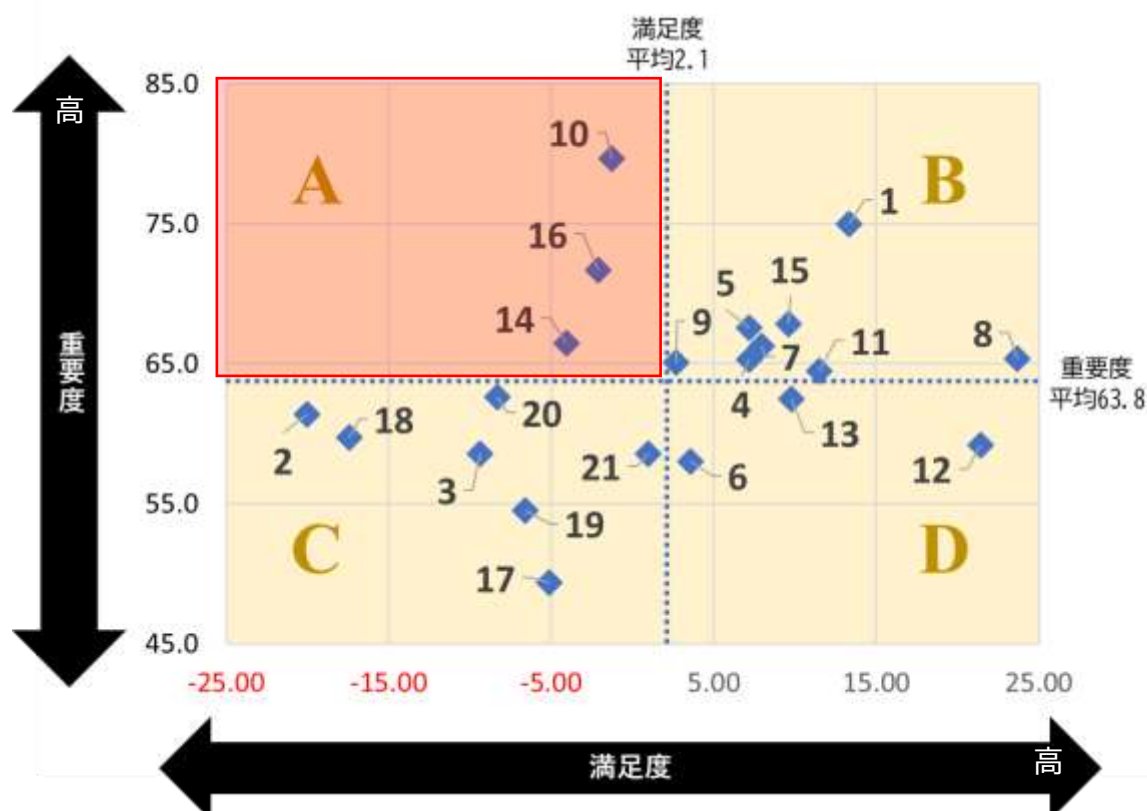
《重要度》

重要100、どちらかといえば重要50、どちらでもない0、どちらかといえば重要でない-50、重要でない-100

【16歳以上（アンケートにおいて、子どもがいないと回答された人）】

満足度が平均より低く、重要度が平均より高い「Aの重要改善項目」として、小学生以下の子どもがいる保護者と同様に、「16. 子育てと仕事が両立できる環境づくり」、「14. 子育てを支える人材等の育成」となっています。

また、重要度について、「10. 児童虐待防止対策の推進」、「5. 相談・情報提供体制の充実」、「9. 特に配慮を要する家庭への支援の充実」などが、小学生以下の子どもがいる保護者と比べて10ポイント以上高くなっています。



施策項目	区分	満足度指数	重要度指数
1 保育・幼児教育の充実	B	13.33	75.00
2 こどもの居場所の提供	C	-20.00	61.39
3 こどもの体験・学びの場の提供	C	-9.38	58.55
4 子育て支援拠点の充実	B	7.14	65.28
5 相談・情報提供体制の充実	B	7.14	67.57
6 子育て講座・家庭教育等の充実	D	3.57	58.00
7 経済的支援の充実	B	7.95	66.25
8 子育て支援サービスの充実	B	23.68	65.38
9 特に配慮を要する家庭への支援の充実	B	2.70	65.06
10 児童虐待防止対策の推進	A	-1.28	79.63
11 小児医療の提供体制の確保・充実	B	11.46	64.46
12 母子保健の充実	D	21.43	59.21
13 発達支援体制の充実	D	9.76	62.50
14 子育てを支える人材等の育成	A	-4.05	66.46
15 安心して子育てできる環境づくり	B	9.57	67.86
16 子育てと仕事が両立できる環境づくり	A	-2.08	71.69
17 子育て世代の定住促進	C	-5.13	49.38
18 少子化対策の推進	C	-17.44	59.76
19 「子育てをみんなで支える」機運の醸成	C	-6.58	54.49
20 こどもの貧困対策	C	-8.33	62.65
21 こどもの権利・意見の尊重	C	0.96	58.54
平均値		2.12	63.77

表の説明

各回答を次のとおり点数化し、合計点数を回答者数で除し数値化。

満足度と重要度について、
 《満足度》
 満足100、やや満足50、普通0、
 やや不満-50、不満-100
 《重要度》
 重要100、どちらかといえば
 重要50、どちらでもない0、
 どちらかといえば重要で
 ない-50、重要でない-100

(19) 子どもの意見について

意見交換会では、子ども達から次のような意見がありました。

<居場所について>

【どんなことをしている場所に行きたい、居たいと思いますか】

- ・ 同じ考えを持っている人がいる場所、話せる人がいる場所
- ・ 趣味や価値観が合う人がいる場所
- ・ 同年代の人や信頼できる人がいる場所
- ・ 悩みがあるとき、話を聞いてくれる人がいる場所
- ・ 相談できる人が常駐していて、いつでも行ける、いつでも相談できる場所
- ・ ショッピングモールなど人が多く集まる場所
- ・ 自習室のような、広い空間に机や椅子があって、自由に使える場所
- ・ 騒がしくない、落ち着ける場所
- ・ 18歳未満のためのフリースペース
- ・ wi-fiやパソコンが使える場所
- ・ ご飯が食べられる場所

<少子化対策について>

【少子化に対してどのような取組が必要だと思いますか】

- ・ 子どもがいることの魅力を共有できる場所をつくる
- ・ 子どもの時に良い家庭環境で過ごすこと
- ・ 産休、育休後の復帰しやすい環境づくり
- ・ 子育てをするための働き方改革
- ・ 子育て支援サービスや施設の充実
- ・ お金や時間がないことが原因だと思うため、社会全体でサポートする必要がある
- ・ 市の子育て支援のための予算を多くする
- ・ 行政が出会いの場を提供する
- ・ 将来の仕事の可能性が広がるよう、仕事の紹介や体験する機会を設ける

<共働き・子育てについて>

【仕事をしながら子育てするために必要なことは何だと思いますか】

- ・ 社会全体で子育てへの理解を促進する
- ・ 家族とのコミュニケーションを大切にする
- ・ 子どもを見てくれる人を増やす
- ・ フレックスタイムの導入等、様々な働き方ができる職場を増やす
- ・ 休みを取りやすくする
- ・ 職場での託児所を増やす

<子どもの権利について>**【子どもの幸せって何だと思いますか】**

- ・ひいきや差別がなく、個性、個人差があることを認め合うこと
- ・何かに縛られず自由があること
- ・家族でご飯を食べたり、ぐっすり眠ったり、日常生活が当たり前に行えること
- ・趣味ややりたいことができる環境があること
- ・好きなことができること
- ・学校での少人数のグループ活動について、教え合いができること

【子どもの幸せを守るために、何が重要だと思いますか】

- ・友達や家族が大切にしてくれる環境があること
- ・子どもの意見が尊重されること、大人の意見に縛られないこと
- ・家庭環境が充実していること
- ・教育を充実させること
- ・健康でいること
- ・人と人とのつながりを大切にすること
- ・様子を見て、声掛けをしてくれる大人がいること
- ・見守ってくれる大人がいること
- ・話し合いのできる場所や話を聞いてもらえる環境があること
- ・個性に合わせた活動や勉強を効率よくできる環境があること

令和6年度子育て支援会議 委員発言要旨

会議	計画項目	委員発言内容	修正内容
R6年度 第3回	P18 3章 2基本目標 最初	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標の最初のところに、この基本目標にした理由を記載すると良い。 	追加記載
R6年度 第3回	P18 3章 2基本目標 基本目標1	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標 I の「ずっとずっとたくましく生きるこどもをはぐくむための環境づくり」の「たくましく」という言葉は適切ではないのではないか。 弱いこどもはダメで、すべてのこどもが必ずたくましく生きなければならないというわけではない。 	「こどもの生きる力をはぐくむ環境づくり」に修正
R6年度 第3回	P18 3章 2基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標の字数が多いので、それぞれの目標にある「づくり」に主眼を置いた説明になると良いのではないかと。 	基本目標 1 を修正し、目標下の説明文字数も少なく修正
R6年度 第4回	P20 基本目標 I 基本施策1	<ul style="list-style-type: none"> 施策の方向の2項目に、もう一つ追加し、学びの充実というところで、学びの内容が分かるような記載をしていただきたい。学びと遊びの定義なども含め、もう一つ文章があると分かりやすいと思う。 	施策の方向の2つ目の○の先頭に追加記載
R6年度 第4回	P21 基本目標 I 基本施策1	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策2の現状と課題で、「はじめの100か月の育ちビジョン」について触れていますが、これは、こどもが遊びの中から学んでいく、生きる力を付けるという考え方ですので、その部分をこの項目の実施内容に入れていただきたい。 	【主な取組】1幼児期までの子どもの成長の保障の【実施内容】に追加記載
R6年度 第4回	P21 基本目標 I 基本施策1	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における学び・育ちの充実で、「学び」とは具体的に何でしょうか。教育の内容について、たとえば教育振興基本計画に柱としてあげられているものを記載するなど出来ないか。 	【主な取組】2小中学校における学び・育ちの充実の【実施内容】に追加記載

会議	計画項目	委員発言内容	修正内容
R6年度 第4回	P21 基本目標Ⅰ 基本施策1	・ 幼児期の教育と小学校教育の接続、本当は中学校までいくと良いですが、保幼小の架け橋期の接続プログラムを作成していただきたいと思います。	今後展開する事業の中で検討
R6年度 第4回	P24 基本目標Ⅰ 基本施策4	・ 現状と課題の2つ目の○に、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」と書かれていますが、関わった人、残された人にとって重い言葉に感じるので、変更いただけるとありがたい。	削除
R6年度 第4回	P27 基本目標Ⅰ 基本施策5	・ 担当者はもちろん、関係部局や教育現場においても、ヤングケアラーのことを分かってもらったうえで対応が必要。	今後展開する事業の中で検討
R6年度 第4回	P29 基本目標Ⅱ 基本施策2	・ 「ほっとな居場所」と「つどえる居場所」について、初めて見る方はどんなものか分からないと思いますので、分かりやすくして欲しい。	【施策の方向】を修正
R6年度 第4回	P29 基本目標Ⅱ 基本施策2	・ 居場所のマッピングなど見える化を進めていただけると良いと思います。	今後展開する事業の中で検討
R6年度 第4回	P34 基本目標Ⅱ 基本施策6	・ キッズピアおおがきを含め、地域子育て支援センター等で、育休中の男性が参加しやすい、イベントや講座などを実施することは可能かと思います。ぜひ取組の中にあげていただきたいと思います。	今後展開する事業の中で検討
R6年度 第4回	P34 基本目標Ⅱ 基本施策6	・ 共育てについて、この健診の時はお父さんが行くような回を作ったり、父親が参加しやすいイベントを企画していただくなど、父親が参加しやすい機会づくりに取り組んでいただけると、休職中に子育てについて学ぶこともできますので、良いかと思います。	今後展開する事業の中で検討 ※企業への周知と理解が必要

会議	計画項目	委員発言内容	修正内容
R6年度 第4回	P34 基本目標Ⅱ 基本施策6	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士や保健師の考え方も変えていく必要があるかと思います。また、今のこどもたちに男の子も育児に参加することを学んでもらう必要があるかと思っていますので、そういった教育を進めていただきたいと思います。 	今後展開する事業の中で検討
R6年度 第4回	P37 基本目標Ⅲ 基本施策2	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダーの育成について、こどもが活躍できる機会の創出の一つの要素として重要だと思っていますので、ぜひ記載いただきたいと思います。 	【主な取組】2子どもが活躍できる機会の創出の【実施内容】に生涯学習機会の充実を追加記載
R6年度 第4回	P37 基本目標Ⅲ 基本施策2	<ul style="list-style-type: none"> ・年間のプログラムを作成し、夏休みにはキャンプなど普段体験できないようなことも体験できる機会として、公的な放課後子供教室など検討いただけると幸いです。 	今後展開する事業の中で検討

大垣市子育て支援条例の改正（案）について

1 改正目的

令和5年4月に施行されたこども基本法を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもの権利保障や意向把握、その反映について明確化する等の子育て支援条例を改正するもの。

2 改正条例の主な変更点

(1) 名称

現 行：大垣市子育て支援条例

改正案：大垣市こども未来条例

(2) 子どもの権利に関する条文の新設

子どもの権利に関する条文を規定する。

(3) 子どもまんなかの基本的取組の章を新設

子どもの意見表明等、子どもまんなかの基本的な取組を規定する。

3 今後のスケジュール

令和6年11月	大垣市子育て支援会議にて改正案の協議
12月	市議会教育福祉委員会にて改正案の報告 パブリック・コメントの実施
令和7年 2月	大垣市子育て支援会議にて改正案の報告
3月	市議会に改正案の議案提出
令和7年 4月	条例施行

4 子育て支援会議 委員発言要旨……………資料No. 2 - 2

5 条例案の構成……………資料No. 2 - 3

6 新旧対照表……………資料No. 2 - 4

第3回子育て支援会議 委員発言要旨

会議	項目	委員発言内容	修正内容
R6年度 第3回	第2条 第8条	「市民の役割」と「地域団体の役割」は同じになるのではないかと。	第2条(定義)において、市民及び市内で活動を行う非営利の団体を「地域住民等」とし、定義を明確化し、第8条で役割を規定します。
R6年度 第3回	第3条	「子どもの最善の利益」について、誤解が生じやすいので、注釈があるとよい。	第3条(基本理念)第1号において、「子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益第一に考慮すること」とします。
R6年度 第3回	第6条	「子ども施策の推進に当たっては、保護者等と協働する」については、保護者より前に、子どもをもってきてほしい。	第6条(市の役割)第2項で、「～子どもの意向を把握するとともに～」とします。
R6年度 第3回	第7～ 第10条	条文の「行う」と「努める」の違いについて。	第7条(保護者の役割)、第8条(地域住民等の役割)、第9条(園・学校等関係者の役割)、第10条(事業者の役割)については、それぞれが担う役割について規定しており、関係者の皆さんの協力のもとに実現していくという考え方から「努めるもの」という表現にします。
R6年度 第3回	第3章	「保護者等」の表現が、保護者の役割が増えるように感じる。	第3章(子どもまんなかの取組)では、市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者について、「市等」の一括表記に改めます。

会議	項目	委員発言内容	修正内容
R6年度 第3回	第12条	子どもの体験、経験について、条例に反映してほしい。	第12条（子どもの育ちの支援）において、「市等は多様な経験や体験機会を設けて、子どもの生きる力を育むよう努めるものとする」と規定します。

条例案の構成

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
令和7年3月 日制定	平成22年3月23日制定
前文	前文
第1章 総則 第1条 目的 第2条 <u>定義</u> 第3条 基本理念 第4条 <u>子どもの権利</u>	第1章 総則 第1条 目的 (新設) 第2条 基本理念 (新設)
第2章 <u>子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関する役割</u> 第5条 <u>共通の役割</u> 第6条 市の役割 第7条 <u>保護者の役割</u> 第8条 <u>地域住民等の役割</u> 第9条 <u>園・学校等関係者の役割</u> 第10条 事業者の役割	第2章 <u>子どもの育成と子育て支援に関する役割</u> (新設) 第3条 <u>市民の役割</u> 第4条 <u>家庭の役割</u> 第5条 <u>地域の役割</u> 第6条 <u>幼保園・保育園・幼稚園・学校の役割</u> 第7条 事業者の役割 第8条 市の役割
第3章 <u>子どもまんなかの基本的取組</u> 第11条 <u>子どもの意見表明及び社会参加</u> 第12条 <u>子どもの育ちの支援</u> 第13条 <u>子どもの居場所づくり</u> 第14条 <u>子どもの状況に応じた支援</u> 第15条 <u>安全、安心な環境の整備</u> 第16条 <u>共育ての環境づくり</u>	(新設)
第4章 推進体制等 第17条 <u>計画の策定</u> 第18条 <u>こども・子育て会議</u> (削除) 第19条 水都っ子月間	第3章 推進体制等 第9条 <u>子育て支援計画</u> 第10条 <u>子育て支援会議</u> 第11条 <u>組織及び任期</u> 第12条 水都っ子 <u>ウィーク</u>
第5章 雑則 第20条 委任	第4章 雑則 第13条 委任

新旧対照表

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
令和7年3月 日制定	平成22年3月23日制定
<p>前文</p> <p>すべての子どもは、かけがえのない存在であり、未来を創る大切な宝です。子どもの健やかな成長は、私たち市民すべての願いです。</p> <p>私たちが目指す大垣市の姿は、すべての家庭が安心して子育てを楽しむことができる、共育のまちであるとともに、子どもの権利が保障され、子ども一人一人が夢と希望を持ち、自分らしく成長できる社会です。</p> <p>これらを実現するためには、市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者など、すべての人々が連携・協働し、社会全体で子どもの育ちと子育てを支えていく必要があります。</p> <p>ここに、私たちは、子どもまんなかのまちづくりを推進するため、この条例を制定します。</p>	<p>前文</p> <p>すべての子どもは、その一人ひとりが社会の宝、未来への希望であり、次代の大垣を担うかけがえのない大切な存在です。</p> <p>豊かな自然や、文教のまちとしての教育風土のもとで、子ども一人ひとりが健やかに育つことは、市民の願いです。</p> <p>その願いを実現するためには、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が、それぞれの果たすべき役割を認識し、ともに手を取り合い、具体的に行動することが大切です。</p> <p>ここに私たちは、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる「子育て日本一のまち」を目指し、この条例を制定します。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、安心して子育てができる共育のまちを実現するとともに、すべての子どもが夢や希望を持ち、健やかに成長するまちの実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、子ども（満18歳未満の者をいいます。以下同じ。）が健やかに育ち、安心して子育てができるまちを、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が連携・協働してつくりあげることが目的とします。</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳未満の者その他心身の発達の過程にあり、これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。</p> <p>(3) 地域住民等 市民（市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいい、子どもを除く。）及び市内で活動を行う非営利の団体等をいう。</p> <p>(4) 園・学校等関係者 保育園、幼稚園、認定こども園、学校、児童養護施設その他子どもの学び及び育ちを支えることを目的とする施設の職員及び関係者をいう。</p> <p>(5) 事業者 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人をいう。</p>	<p>（新設）</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>（基本理念）</p> <p>第3条 子どもに係る取組は、安心して子育てができ、すべての子どもが健やかに成長していくために、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。</p> <p>(1) 子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。</p> <p>(2) 子育てに楽しみを感じることができるよう、すべての者が連携し、及び協働して、子育てを支援すること。</p> <p>(3) 子どもが地域の一員として、地域活動等に参加できる環境をつくること。</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第2条 前条の目的を実現するため、次のことを大切にします。</p> <p>(1) 子どもの幸せを第一に考え行動します。</p> <p>(2) 子どもの育成や子育て支援のため協働します。</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>（子どもの権利）</p> <p>第4条 子どもは、権利の主体として認められ、年齢及び成長に応じ、次に掲げる権利が保障される。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) あらゆる差別を受けない権利 (2) 最も良いことを考えてもらう権利 (3) 幸せに育ち、生きる権利 (4) 自分の意見を表明する権利 (5) かけがえのない存在として大切にされる権利 (6) 親と引き離されない権利 (7) 表現の自由が守られる権利 (8) 思想及び宗教の自由が守られる権利 (9) 団体を作ったり集会を行う権利 (10) プライバシー及び誇りが守られる権利 (11) 成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利 (12) あらゆる暴力及び虐待から守られ、保護される権利 (13) 教育及び訓練を受ける権利 (14) 必要な医療及び保健サービスを受ける権利 (15) 休み、遊び及び興味のある活動に参加する権利 (16) 無理やり働かされ、又は有害な仕事をしないように守られる権利 (17) 虐待などの被害に遭った場合又は罪を犯した場合に社会に戻るための支援を受ける権利 	<p>（新設）</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p data-bbox="261 259 785 349">第2章 子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関する役割</p> <p data-bbox="217 367 405 403">（共通の役割）</p> <p data-bbox="165 421 785 721">第5条 市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者（以下「市等」という。）は、互いに連携及び協働を図り、子どもの権利を保障するとともに、子どもまんなかのまちづくりに努めるものとする。</p> <p data-bbox="217 792 373 828">（市の役割）</p> <p data-bbox="165 846 785 936">第6条 市は、子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p data-bbox="165 954 785 1254">2 市は、子どもに係る施策の立案及び推進に当たっては、市民及び子どもの意向を把握するとともに、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者との連携及び協働により、取り組むよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="165 1272 785 1572">3 市は、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるようにするため、必要に応じ支援するとともに、関係機関の連携を図るための調整に努めるものとする。</p> <p data-bbox="165 1590 785 1733">4 市は、子どもからの相談及び子どもに関する相談に対し、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。</p> <p data-bbox="165 1751 785 2002">5 市は、児童の権利に関する条約に定める権利及び子どもに係る施策の内容について、子どもを含め誰もが広く理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。</p>	<p data-bbox="906 259 1430 349">第2章 子どもの育成と子育て支援に関する役割</p> <p data-bbox="829 367 922 403">（新設）</p> <p data-bbox="861 792 1018 828">（市の役割）</p> <p data-bbox="810 846 1430 1043">第8条 市は、子どもの育成や子育て支援のための施策を、総合的かつ計画的に推進する役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。</p> <p data-bbox="839 1061 1430 1151">(1) 子どもの育成や子育て支援に関する体制を充実します。</p> <p data-bbox="839 1169 1430 1312">(2) 市民、家庭、地域、学校等及び事業者が相互に連携・協働できるよう調整を行います。</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>（保護者の役割）</p> <p>第7条 保護者は、子どもの養育及び発達について、大切な役割と責任があることを認識し、必要に応じ、周囲からの協力を得つつ、子どもが心身ともに安らかに過ごし、健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、子どもの人格を認め、自分を大切にする気持ちを育み、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう子どもの養育に努めるものとする。</p>	<p>（家庭の役割）</p> <p>第4条 家庭は、子育てにおける大切な役割と責任があることを認識し、次のとおり取り組みます。</p> <p>(1) 子どもの個性や子どもと過ごす時間を大切にし、愛情を持って子どもを育てます。</p> <p>(2) 子どもが基本的な生活習慣や社会の決まり等を身につけることができるよう、自立した子どもを育てます。</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>（地域住民等の役割）</p> <p>第8条 地域住民等は、次代を担う子どもの育ち並びに子育てに対する支援の重要性及び必要性についての理解を深めるとともに、子どもの健やかな育ちを支え、安心して子育てができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 地域住民等は、地域において、子どもが多様な世代と交流する機会の創出に努めるものとする。</p> <p>3 地域住民等は、地域における交流、見守り活動等を通じ、子どもが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。</p>	<p>（市民の役割）</p> <p>第3条 市民は、互いに連携・協働し、次のとおり取り組みます。</p> <p>(1) 心豊かで、笑顔があふれる子どもを育てます。</p> <p>(2) 安心して子育てができ、子育ての喜びが実感できる環境づくりを行います。</p> <p>（地域の役割）</p> <p>第5条 地域は、子どもの社会性や豊かな人間性を育てる役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。</p> <p>(1) 家族で参加できる活動の場を提供する等、子どもや子育てに積極的にかかわりを持ちます。</p> <p>(2) みまもりや声かけ等を通じ、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりを行います。</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>（園・学校等関係者の役割）</p> <p>第9条 園・学校等関係者は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支えるとともに、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努めるものとする。</p> <p>2 園・学校等関係者は、集団生活を通じ、子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。</p> <p>3 園・学校等関係者は、子どもが安心して過ごすことができる環境を提供するとともに、子どもの課題等に早期に気づき、必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>（事業者の役割）</p> <p>第10条 事業者は、雇用する労働者が安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、労働者の仕事と生活の調和に必要な環境づくりを行うよう努めるものとする。</p>	<p>（幼保園・保育園・幼稚園・学校の役割）</p> <p>第6条 幼保園・保育園・幼稚園・学校（以下「学校等」といいます。）は、次代を担う子どもを指導・支援することに加え、地域の交流拠点という重要な役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。</p> <p>(1) 保育者・教育者は、専門性を高めるとともに、学校等が連携し子どもを育てます。</p> <p>(2) 地域に開かれ、根ざした魅力ある園・学校づくりを進め、地域ぐるみで子どもを育てます。</p> <p>（事業者の役割）</p> <p>第7条 事業者は、事業活動を通じ、子どもの育成や子育て支援に貢献する社会的使命があることを認識し、次のとおり取り組みます。</p> <p>(1) 事業所で働く保護者が、子どもとのかかわりを深めることができるよう努めます。</p> <p>(2) 子どもの育成や子育て支援に関する活動に協力します</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>第3章 子どもまんなかの基本的取組</p> <p>（子どもの意見表明及び社会参加）</p> <p>第11条 市等は、子どもの意見表明の場を設け、子どもに係る施策及びまちづくりに生かすよう努めるものとする。</p> <p>2 市等は、子どもに係る施策及びまちづくりに対して意見や提案ができるよう、子どもの視点に立った情報の提供や学ぶ機会の創出に努めるものとする。</p> <p>3 市等は、子どもが地域及び社会における活動に参画する機会の創出に努めるものとする。</p> <p>（子どもの育ちの支援）</p> <p>第12条 市等は、子どもが社会との関わりの中で、他者と共生し、お互いを尊重し、自立していくために必要な機会づくり及び支援に努めるものとする。</p> <p>2 市等は、子どもが多様な経験及び体験をする機会を設け、子どもの生きる力を育むよう努めるものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>（子どもの居場所づくり）</p> <p>第13条 市等は、子どもにとって、家庭をはじめ、園、学校等が居場所になっていることを踏まえ、家庭への支援、園、学校等の環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者は、子どもが、家庭、園、学校等とは異なる人間関係及び環境の中で、穏やかに過ごし、及び安心して遊び、体験等の活動を行うなど、主体的に過ごすことができる多様な居場所づくりに努めるものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（子どもの状況に応じた支援）</p> <p>第14条 市等は、子どもが子どもらしく成長し、暮らすことができるよう、子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰その他の精神的及び身体的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるものとする。</p> <p>2 市等は、個別の支援が必要と認める子どもに対し、その状況に応じ、関係機関と連携し、適切な支援に努めるものとする。</p>	<p>（新設）</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>（安全、安心な環境の整備）</p> <p>第15条 市等は、子どもを犯罪、事故、災害による被害その他有害又は危険な環境から守るとともに、子どもが安全で安心して育ち、暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（共育での環境づくり）</p> <p>第16条 市、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行うとともに、地域ぐるみで、子育てしやすい共育での環境づくりに努めるものとする。</p>	<p>（新設）</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p data-bbox="261 257 555 293">第4章 推進体制等</p> <p data-bbox="217 311 405 347">（計画の策定）</p> <p data-bbox="165 365 782 508">第17条 市は、子どもに係る施策を推進するため、総合的な計画を策定するとともに、施策の評価を行うものとする。</p> <p data-bbox="217 790 533 826">（こども・子育て会議）</p> <p data-bbox="165 844 782 1198">第18条 市の子ども・子育て支援に係る計画及び施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに施策の実施状況について調査審議するため、大垣市附属機関設置条例（令和7年条例第 号）に定めるところにより、大垣市こども・子育て会議を設置する。</p>	<p data-bbox="906 257 1200 293">第3章 推進体制等</p> <p data-bbox="861 311 1114 347">（子育て支援計画）</p> <p data-bbox="810 365 1426 562">第9条 市は、前条の役割を果たすため、子育て支援計画（以下「計画」といいます。）を策定するとともに、実施した施策の評価を行います。</p> <p data-bbox="810 580 1426 723">2 市は、計画を定めるときや変更するとき、市民の意見を聴くとともに、その反映に努めます。</p> <p data-bbox="861 790 1114 826">（子育て支援会議）</p> <p data-bbox="810 844 1426 987">第10条 市が実施する子育て支援施策を推進するため、子育て支援会議（以下「支援会議」といいます。）を設置します。</p>

大垣市こども未来条例（新）案	大垣市子育て支援条例（旧）
<p>第5章 雑則 （委任）</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第4章 雑則 （委任）</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定めます。</p>